

令和4年4月28日

令和4年度第1回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和4年度第1回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市社会教育委員の委嘱について
- 第2号 松本市教育文化センター運営委員会委員の委嘱について
- 第3号 教育文化センター専門委員の委嘱について
- 第4号 松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定
について
- ~~第5号 松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除について~~ → 次回へ
- 第6号 令和4年度教育委員会各課重点目標について
- 第7号 新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドラインの
改訂について
- 第8号 松本市登録文化財の登録に係る諮問について
- 第9号 史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会設置要綱の廃止について
- 第10号 松本市博物館条例の一部改正について【非公開】
- 第11号 国宝（建造物）旧開智学校校舍保存活用計画の策定について【非公開】

[報告]

- 第1号 令和4年度子どもの権利相談室「こころの鈴」の実績について
- 第2号 松本市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について
- 第3号 令和4年度の学級編制等について
- 第4号 不登校児童生徒の状況について
- 第5号 令和3年度下半期のいじめ・体罰等の実態調査の結果について
- 第6号 学校給食費の減額対応の変更について
- 第7号 図書館資料特別整理期間の設定について
- 第8号 国宝松本城天守石垣調査の結果について
- 第9号 史跡松本城太鼓門耐震対策工事について
- 第10号 史跡松本城整備基本計画策定委員会委員等の委嘱について
- 追加 第11号 中央図書館駐車場における事故について

[周知]

- 1 令和4年度「博物館パスポート」の配布について

[その他]

松本市社会教育委員の委嘱について

1 趣旨

社会教育委員の任期が満了となったことから、松本市社会教育委員条例第2条及び第3条の規定により、松本市社会教育委員を委嘱することについて協議するものです。

2 社会教育委員の主な職務

社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行います。

社会教育に関する諸計画を立案すること。

教育委員会の諮問に応じ、意見を述べること。

、 の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

3 委嘱予定者

別紙名簿（案）のとおり

4 任期

委嘱の日から2年間

5 根拠法令等

社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

社会教育に関する諸計画を立案すること。

定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

松本市社会教育委員条例（抜粋）

（定数）

第2条 委員の定数は、15人以内とする。

（委嘱）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

学校教育関係者

社会教育関係者

家庭教育の向上に資する活動を行う者

学識経験者

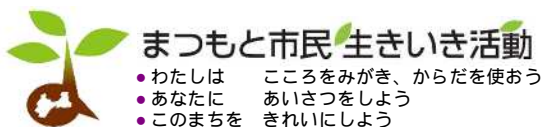
公募による市民

前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

教育政策課
課長 白井 美保
電話 33 - 3980



「学都松本へ」

松本市社会教育委員名簿（案）

別 紙

区分	氏名	選出団体等 及び役職	備考
学校教育 関係者	ミ ^ワ 三輪 チ ^コ 千子	松本市校長会 （市立波田小学校 校長）	1期目
	シ ^ツ 志津 ト ^{オル} 亨	中信地区高等学校校長会 （松本美須々ヶ丘高等学校 校長）	1期目
社会教育 関係者	シ ^{ロキ} 白木 ヨ ^{シオ} 好雄	元町内公民館長会会長	3期目
	モ ^{モセ} 百瀬 カ ^{ズミ} 一美	前安曇公民館長	1期目
	ク ^{リタ} 栗田 セ ^{ツコ} つこ	博物館市民学芸員	1期目
	ナ ^{カムラ} 中村 ヨ ^{シコ} 良子	松本市女性団体連絡協議会幹事	1期目
家庭教育 関係者	ユ ^イ 由井 ミ ^{サコ} 三佐子	松本市子ども会育成連合会監事	1期目
	ナイ ^{トウ} 内藤 ケ ^ン 謙	松本市 P T A 連合会	2期目
学識経験者	マル ^{ヤマ} 丸山 フ ^{ミオ} 文男	松本大学 人間健康学部 スポーツ健康学科准教授	2期目
	カ ^{ミジマ} 上嶋 フ ^{トシ} 太	公募	1期目（元社会福祉法人職員）
	ゴ ^{トウ} 後藤 マ ^{サフミ} 將史	公募	1期目（学校法人松商学園教諭）
	ヤ ^{マダ} 山田 ヨ ^{ウイチ} 裕一	公募	1期目（元熊本市公民館運営審議会委員）

議案第 2 号

松本市教育文化センター運営委員会委員の委嘱について

1 趣旨

松本市教育文化センター運営委員会補充委員の委嘱について協議するものです。

2 退任者

藤松 輝州（松本市校長会代表 松本市立波田中学校長）

北野 文彦（松本市教育会長 松本市立松島中学校長）

松田 真理（松本市教育文化センター専門委員会代表 松本市立芳川小学校長）

3 委嘱予定者

松田 真理（松本市校長会代表 松本市立芳川小学校長） 1

坂口 克夫（松本市教育会長 松本市立今井小学校長）

原 修二（松本市教育文化センター専門委員会代表 松本市立源池小学校長）

1 松本市教育文化センター専門委員会代表から松本市校長会代表に変わるもの。

4 委員名簿

別紙のとおり

5 任期

委嘱の日から令和5年9月30日まで（前任者の残任期間）

6 根拠条例等（抜粋）

松本市教育文化センター条例

（運営委員会）

第5条 教育文化センターの事業の企画及び実施について、教育委員会の諮問に応じ調査審議するため、教育委員会に松本市教育文化センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会委員の定数は、10名以内とし、その任期は2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

松本市教育文化センター運営委員会規則（抜粋）

（委員の委嘱）

第2条 条例第5条に規定する委員会委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

学校教育関係者の代表 4人

社会教育関係者の代表 3人

学識経験者 2人

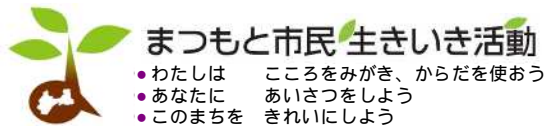
（職務）

第4条 委員会は、松本市教育文化センター（以下「教育文化センター」という。）

の運営に関し、教育委員会の諮問に応ずる。

- 2 委員会は、教育文化センターの運営に関し、教育委員会に対して意見を述べる
ことができる。

担当	教育政策課
課長	臼井 美保
電話	33 - 3980



一人ひとりが、あたりまえのことをこつこつと続けて、かけがえのないいのち生きいきとかがやくように...

松本市教育文化センター運営委員会委員名簿（案）

選出区分	人数	氏名	所属等	備考
学校教育関係者の代表	4	松田 真理	松本市校長会代表 （松本市立芳川小学校長）	補充
		坂口 克夫	松本市教育会長 （松本市立今井小学校長）	補充
		原 修二	教育文化センター専門委員会代表 （松本市立源池小学校長）	補充
		三澤 禰美子	長野県退職女性校長会長 （元開智小学校長）	
社会教育関係者の代表	3	百瀬 英昭	市民学芸員の会 会長	
		百瀬 淳一	スターウォッチングクラブ北斗	
		小幡 泰俊	里山辺公民館長	
学識経験者	2	澤柿 教淳	松本大学教育学部学校教育学科教授	
		木下 誠一郎	元松本市教育文化センター科学博物館長	

議案第 3 号

教育文化センター専門委員の委嘱について

1 趣旨

松本市教育文化センター条例施行規則第7条の規定に基づき、教文学習（アルプスタディ）を中心とした学校連携等のあり方について検討するため、教育文化センター専門委員を委嘱することについて協議するものです。

2 委嘱者

裏面名簿のとおり

3 任期

令和4年5月1日から1年間

4 根拠規則（抜粋）

松本市教育文化センター条例施行規則
（専門委員会）

第7条 教育文化センターの事業の充実と円滑な運営をはかるため、教育文化センターに次に掲げる専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

研修委員会
視聴覚委員会
科学博物館委員会

2 委員会は、次の者をもって構成する。

小・中学校教職員
社会教育関係職員
その他特に教育委員会において必要と認めた者

3 委員会の委員の定数は次に掲げるとおりとし、委員は教育委員会が委嘱する。

研修委員会 10人以内
視聴覚センター委員会 12人以内
科学博物館委員会 30人以内

4 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員会には必要に応じ部会を置くことができる。

担当 教育政策課
課長 臼井 美保
電話 33 - 3980

令和4年度 教育文化センター専門委員名簿（案）

委員会	氏名	職名	所属
研修委員会	原 修司	校長	源池小学校
	大王 雅喜	教頭	山辺小学校
	重盛 究	教頭	菅野中学校
視聴覚委員会	布川 勤	教諭	旭町小学校
	矢代 祐介	教諭	丸ノ内中学校
科学博物館委員会	宮城 和広	教諭	清水小学校
	原田 聡	教諭	女鳥羽中学校

事務局	教育文化センター
-----	----------

教育委員会資料
4. 4. 28
教育政策課

議案第 4 号

松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について

1 趣旨

松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第3号規定に基づき、松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について協議するものです。

2 内容

職務の専念する義務の特例に関し必要な事項を定める。

3 規則（案）

裏面のとおり

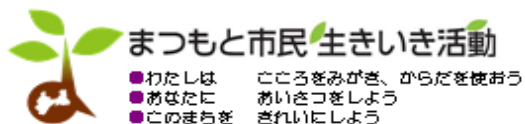
4 施行期日

告示日

5 根拠条例

別紙のとおりに

担当	教育政策課
課長	白井 美保
電話	33-3980



「学都松本」

(案)

松本市教育委員会規則第 号

松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則を次のように定める。

令和4年4月 日

松本市教育委員会

(目的)

第1条 この規則は、松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成27年条例第7号)第2条第3号の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務に専念する義務を免除される場合)

第2条 教育長があらかじめ教育委員会の承認を得て、職務に専念する義務を免除される場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 教育長が職務に関連のある国又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
- (2) 国又は他の地方公共団体において規則又は規程に基づいて設置された委員会、審議会等の構成員としての職務遂行のため当該委員会、審議会等の業務に従事する場合
- (3) 教育長が市の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の役職員の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合
- (4) 国、他の地方公共団体又は市の業務と関連を有する団体の事業又は事務に従事する場合
- (5) 教育長が市又は市の機関以外のものの主催する講演会等において、市政又は学術等に関し講演等を行う場合
- (6) 教育長が職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合
- (7) その他特別の理由がある場合

附 則

この規則は、令和4年4月 日から施行する。

○松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成27年3月13日

条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、松本市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会規則で定める場合

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 6 号

令和4年度教育委員会各課重点目標について

1 趣旨

令和4年度における教育委員会各課重点目標について協議するものです。

2 令和4年度教育委員会各課重点目標

別冊のとおり

3 今後の予定

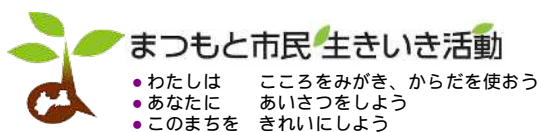
各課が設定した重点目標は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年市議会9月定例会に提出する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」における主要点検項目に位置付けるとともに、第3次教育振興基本計画の各分野・各方針の「施策の方向性」に沿ったものに努めることとします。これにより、第3次教育振興基本計画の進捗管理を併せて行います。

なお、取組結果は、今年度末の教育委員会において報告します。

担当 教育政策課

課長 臼井 美保

電話 33 - 3980



「学都松本」

令和 4 年度 教育委員会各課重点目標

教育政策課	1
学校教育課	4
学校給食課	7
生涯学習課・中央公民館	9
中央図書館	1 2
文化財課	1 4
博物館	1 7

松本市教育委員会

令和4年度事務事業の概要

教育政策課

1 事務事業の概要

教育行政の総合的な企画・調整を行い、各課との連携を図ります。コロナ禍によって大きく世の中が変容する中、これからの時代を生きるために必要な力は何かなど、社会の変化に対応したこれからの教育のあり方を見定め、「学都松本」のシンカのために、近隣市町村、長野県との連携や、広く市民と協働しながら事務事業を実施し、その成果を広く発信していきます。

2 令和4年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

第3次教育振興基本計画に基づく事業推進及び進捗確認（新規）

ア 内容

これからの市の教育の目指す姿を見据え、新たに第3次教育振興基本計画を策定します。策定後、今後5年間、計画に位置付ける「施策の方向性」に沿って事業を推進するとともに、教育委員会の事務事業の点検評価と併せ、計画に基づく事業の進捗状況を確認します。

イ 具体的な進め方等

- (ア) 本計画の基本的理念や分野ごとの方針に基づいた取組み等について、子どもやその保護者、教育関係者をはじめ広く市民の協力を得られるよう、市ホームページなど多様な広報媒体を活用し、周知を図ります。
- (イ) 本計画の円滑な推進に向けて、複数課にまたがる取組みや機動的な対応が必要な取組み等については、それぞれの課が十分に専門性を発揮できるよう横串機能として横断的に支援し、柔軟に総合調整を行います。
- (ウ) 今年度から、教育委員会各課で設定する重点目標は、第3次計画に位置付ける「施策の方向性」に沿ったものとするに努め、重点目標の点検・評価の実施とともに、本計画の進捗状況の確認も行います。

情報発信力の強化（継続）

- 2 - 4 多様な遊びと学びの機会の保障
- 4 - 1 社会教育活動の充実

ア 内容

教育委員会の透明性を高めるとともに、市民が教育行政の取組みに関心を持ち、理解を深めてもらえるよう、情報をわかりやすく発信します。

イ 具体的な進め方等

- (ア) 市ホームページのリニューアルに伴い、独立して設置した教育委員会小サイトについて、市民が知りたい情報を的確に捉え、わかりやすく閲覧できるよう、コンテンツ等を追加するなど、随時、内容の見直しと充実を図ります。
- (イ) 庁内関係課をはじめ、学校・民間事業者等とも連携しながら、子どもたちの学びを深められる動画コンテンツの制作、配信に取り組みます。

人口定常化につなげる教育施策の推進（新規）

- 2 - 1 学童期の遊びと学びの充実
- 2 - 4 多様な遊びと学びの機会の保障
- 2 - 5 子ども関係施設等の整備・充実
- 8 - 2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
- 8 - 3 地域づくりの推進

ア 内容

「子どもを主人公とし、その学びを地域社会全体で支えること」を学都松本の根本に据え、「すべての子どもにやさしいまち」を目指す取組みを通じて、人口の定常化につなげます。

イ 具体的な進め方等 (ア) 安曇小中学校に小規模特認校制度を導入したことをきっかけとして、他の小規模校においても今後は、様々な学びの可能性を探るため、ニーズの把握等に努めます。 (イ) 異年齢集団による学び合いや、幼保小・中高大の連携、多様な児童生徒が豊かに関わり合う学び、体験を重視した主体的、対話的で深い学びなど、一人ひとりの可能性を引き出すことのできる学びの改革を進め、子どもにとって魅力的な学校環境整備を推進し、多様な学びのあり方を研究します。	
学都松本寺子屋事業の推進（新規）	1 - 3 子どもの居場所づくりの推進 2 - 1 学童期の遊びと学びの充実 2 - 4 多様な遊びと学びの機会の保障 3 - 1 子どもの権利保障と環境づくりの推進 8 - 2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 8 - 3 地域づくりの推進
ア 内容 地域の多様な人が関わり、子どもに豊かな学びの機会を提供することにより、子どもたちの学習習慣の定着や、学習意欲・学力・自己肯定感等の向上を図ります。	
イ 具体的な進め方等 (ア) 学校や家庭以外の居場所での学習支援を行う団体に交付金を交付します。 (イ) 6月を目途に、地域で子どもたちの学習をバックアップする学習支援者（寺子屋先生・寺子屋サポーター）の募集・登録を開始し、学習支援者を必要とする居場所に入材を紹介します。 (ウ) 学習支援者に対して研修を実施し、質の向上を図るとともに、支援者を拡大し、持続可能な仕組みに繋がります。	
教職員研修の充実（新規）	2 - 1 学童期の遊びと学びの充実 2 - 3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2 - 4 多様な遊びと学びの機会の保障 3 - 3 特別支援教育の充実
ア 内容 中核市への移行に伴い、市独自の研修計画を策定し、教職員研修を充実させるとともに、地域で子どもたちの勉強・育ちにかかわる学習支援者（寺子屋先生等）等の地域人材を養成し、研修を行うことで、子どもの学びを支えます。	
イ 具体的な進め方等 (ア) 今年度、教育政策課内に教育研修センターを設置したことに伴い、これまでの研修の整理や検証を行いながら、市独自の研修計画を策定します。 (イ) 今年度は、ICTを活用し、学校マネジメント研修や特別支援教育研修等を行い、成果と課題を検証します。 (ウ) 研修計画の策定と並行し、令和5年度に先行して実施が可能な研修について、令和4年度実施計画（第53号）で検討します。	
教育文化センター再整備事業（継続）	2 - 1 学童期の遊びと学びの充実 2 - 4 多様な遊びと学びの機会の保障 2 - 5 子ども関係施設等の整備・充実 4 - 1 社会教育活動の充実 4 - 5 社会教育関係施設等の整備・充実
ア 内容 当初、科学館として再整備することとしていた方針を変更し、人材育成拠点とすることに主眼を置き、最先端の知識や情報を活用して探究を続ける力を身につける施設とします。具体的には、「教職員や地域の大人たちが知見や技術を身につけ子どもたちに還元する学び」や「子どもたちの興味関心を高め、わくわくしながら体験をする学び」を実現するため、その事業内容や仕組みづくり、必要となる備品等施設のリノベーションについて検討します。	

イ 具体的な進め方等

- (7) 以前に作成した基本計画素案をベースに、来年度の実施設計につなげるため、10月までに見直しを行います。見直しに当たっては、3名のアドバイザー（自然科学分野、ICT分野、学習環境・設備・備品分野）から意見をいただきながら検討を進め、教育文化センター運営委員会で協議します。
- (1) 教育研修センター職員と連携をし、松本独自の教職員研修の場として必要となる施設機能の検討をします。

令和4年度事務事業の概要

学校教育課

1 事務事業の概要

児童生徒がより良い環境の中で学校生活を送ることができるよう、老朽化した学校施設の長寿命化対策を計画的に進めるとともに、設備の改修、校用・教材備品の購入、情報化の推進や整備を図り、学校環境の充実を進めます。また、就学援助事業など子どもの就学全般にわたる事務事業を進めるとともに、学校における教職員の働き方改革を推進します。めざす子ども像「たくましく未来を拓く心豊かな松本の子」に向け、「絆の深化」、「学びの進化」を目指して、学校・教職員、児童生徒への支援に取り組みます。

2 令和4年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

小中学校施設整備事業（継続）	2 - 5 子ども関係施設等の整備・充実
ア 内容 教育環境の改善を図る長寿命化改良事業、利便性の向上や汚臭防止及び施設のバリアフリー化の観点から行う学校トイレ整備事業、肢体不自由学級設置（拠点校化）に伴うエレベーター設置等の障害児等施設整備事業などを計画的に進めます。 イ 具体的な進め方等 (ア) 長寿命化改良事業では、菅野小学校と梓川小学校で第1期の改良工事に着手します。また、波田小学校で実施設計を行います。 (イ) 学校トイレ整備事業のうちトイレの洋式化では、小学校6校、中学校6校の改修工事を、小学校9校、中学校3校で実施設計を行います。また、共用多目的トイレ整備では、小学校1校、中学校3校で実施設計を行います。 (ウ) 障害児等施設整備事業では、清水小学校にエレベーターの設置工事を行います。	
学校教育情報化推進事業（継続）	2 - 1 学童期の遊びと学びの充実 2 - 3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2 - 4 多様な遊びと学びの機会の保障 8 - 2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
ア 内容 国の掲げる「GIGAスクール構想」に基づき、令和3年度から運用を開始した児童生徒の1人1台端末の整備及び運用に取り組むとともに、ICT環境の整備やICT支援員の配置により教育の情報化やICT活用能力の向上に取り組むものです。 イ 具体的な進め方等 (ア) 児童生徒の「1人1台端末」約1万8千台の管理運用を行います。 (イ) ICT環境の拡充整備を図ります。（普通教室等における大型掲示装置の拡充、専科（英語、理科、音楽）職員端末、不登校児童生徒のオンライン授業に係る音響改善に向けたマイクスピーカー整備） (ウ) ICT支援員の配置により、授業支援（日々の授業や遠隔授業等）、授業づくり支援（デジタル教材の作成補助）、運用ヘルプデスク、また教職員の研修等に取り組めます。（4校に1名、計12名配置） (エ) 校務に係る情報化を推進します。（統合型校務支援システムの運用、学校と保護者とのコミュニケーションシステムの構築） (オ) 国が進めているデジタル教科書の実証、学習教材に係るAI導入等、さらなる情報化に向けた検討や改善を進めます。 (カ) 情報化推進計画の見直しを図ります。	

要保護・準要保護児童生徒への就学援助制度事業 (継続)	1 - 1 子育て支援の充実 1 - 3 子どもの居場所づくりの推進 2 - 1 学童期の遊びと学びの充実 2 - 4 多様な遊びと学びの機会の保障 3 - 1 子どもの権利保障と環境づくりの推進 8 - 2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
ア 内容 経済的理由により就学が困難な児童生徒が、等しく教育を受けられるよう、教育費の一部を援助します。 イ 具体的な進め方等 (ア) 就学困難な小中学生に、学用品費、学校給食費、修学旅行費、校外活動費等を支給します。 (イ) 小学1年生に支給する新入学用品費は、引き続き希望者には3月に前倒しで支給します。 (ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計に著しい変化が生じ、にわかに就学が困難となった場合も、柔軟に対応します。	
学校における働き方改革の推進(新規)	2 - 1 学童期の遊びと学びの充実 2 - 3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 8 - 2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
ア 内容 教員が児童生徒への指導や教材研究に注力できるよう学校の授業以外の業務をサポートする教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)の配置について取り組みます。 イ 具体的な進め方等 教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)は、通常学級が概ね7学級以上の学校に県費で配置されていますが、未配置校については、市費での単独配置について、行政改革見直し検討(職員配置計画)の中で総務部と協議します。	
いじめ防止対策、不登校・引きこもり児童生徒への支援の促進(継続)	1 - 1 子育て支援の充実 1 - 3 子どもの居場所づくりの推進 2 - 1 学童期の遊びと学びの充実 2 - 4 多様な遊びと学びの機会の保障 3 - 1 子どもの権利保障と環境づくりの推進
ア 内容 (ア) 教職員及び児童生徒の人権感覚の醸成、いじめ(SNS、スマホトラブルを含む。)や体罰のない学校づくりを進めます。 (イ) 不登校・引きこもり等の児童生徒に対する支援を進めます。 イ 具体的な進め方等 (ア) いじめ防止対策 「いじめ・体罰等の実態調査」アンケートに自由記述欄を設けることで、学校外で起きている虐待のような事案についても認知し、早期の対応を推進します。 (イ) 不登校・引きこもり等の児童生徒に対する支援 自立支援教員にかかわる取組みとして、不登校傾向の児童生徒や引きこもっている児童生徒、保護者それぞれの状況に合った各機関への働きかけを実施します。 SSWによる、全市立小学校でスクリーニング会議を実施し、不登校児童の早期発見・早期支援を推進します。また、オンラインによる不登校児童生徒の研究を進めます。	

学力・体力向上事業（継続）	2 - 1 学童期の遊びと学びの充実 2 - 3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2 - 4 多様な遊びと学びの機会の保障 7 - 3 スポーツ団体・リーダー育成の推進
ア 内容 (ア) 学力向上 ＩＣＴ等を活用しながら、新学習指導要領全面実施における「主体的・対話的で深い学び」の実現を意識した授業づくりにおける教職員の悩みや相談について助言、支援を継続的にを行います。 (イ) 体力向上（部活動改革） 地域や関係団体と中学校の部活動改革について検討し、地域でのスポーツ活動として取り組める環境の整備を進めます。 イ 具体的な進め方等 (ア) 学力向上 学力・授業改善担当指導主事とＩＣＴ担当指導主事の連携した学校訪問等による、授業改善への助言、支援を実施します。 1年目講師の研修を実施し、授業改善への助言、支援を実施します。 (イ) 体力向上 「松本市スポーツ・文化活動運営委員会連絡協議会」を開催します。また、市長部局の「（仮）中学生の休日スポーツ文化活動検討委員会」に対して、支援を行います。	
特別支援教育推進事業（インクルーシブ教育推進事業）（継続）	1 - 1 子育て支援の充実 2 - 4 多様な遊びと学びの機会の保障 3 - 3 特別支援教育の充実
ア 内容 (ア) 特別支援学校や特別支援学級で学ぶ多様な児童生徒のニーズに応じていくために、学校現場と共に考えながら、特別支援学校から小中学校特別支援学級へ、また特別支援学級から通常学級への学びの場の見直しを柔軟に進めます。 (イ) 特別支援教育推進協議会の提言を受け、教育、福祉、医療等の各機関が連携し、子どもや保護者を支える（仮）総合支援センターの設置に向け、こども部と検討を進めます。 (ウ) インクルーシブ教育の推進と特別支援教育の充実、関係機関の連携・協働を通じて、子どもの育ちと学びを切れ目なく支援します。 イ 具体的な進め方等 (ア) 該当児童生徒の学びの実態を把握するために、指導主事の授業参観及び指導主事を交えた支援会議を実施します。 (イ) （仮）総合支援センター準備委員会を設置し、計画骨子づくりを進めます。 (ウ) 特別支援学校の教育相談専任職員による訪問型研修を実施します。	

令和4年度事務事業の概要

学校給食課

1 事務事業の概要

学校給食法に基づき、健康な体をつくるために大切な「食」について考える機会を設ける等、正しい食習慣が身につくように給食を通した食育に取り組みます。また、地産地消や季節を大切に食材の使用を進め、より安全で安心な給食の提供を目指します。また、老朽化した施設・設備については早急に解消できるよう、再整備に向けた取り組みを進めます。

2 令和4年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

食育の推進（新規）	6 - 1 学校給食の充実 6 - 2 食育の推進
ア 内容	「食に関する指導の全体計画」（毎年度改定）に沿って、計画的な食育に取り組みます。子どもの痩身や肥満、すべての世代で生活習慣病の増加傾向が見られ、望ましい食習慣を実践していくための支援が必要となっており、児童生徒、その保護者を対象に、バランスのとれた食事を通して、生活習慣病の予防や改善に結びつける取り組みを推進します。
イ 具体的な進め方等	(ア) 食育の取り組み
	コロナ禍で学校訪問が制限されるなか、食育推進の方法については、栄養教諭や調理員が学校訪問するほか、給食センターでの調理中の様子を学校にリアルタイムで配信する等、ICTの活用等を検討します。子どもを通して食に関する指導を行い、学校と連携した食育事業を実施します。
(イ) 生活習慣病予防の取り組み	栄養教諭による学校訪問等で、食習慣に関する指導や、市内小中学校に配布している献立表中の「食育だより」による家庭への周知などにより生活習慣病を知り、予防する取り組みを推進します。
(ウ) 他課と連携した取り組み	松本市第3期松本市食育推進基本計画に沿った取り組みを実施していきます。 「おいしく食べよう具たくさんみそ汁運動」については、月1回、学校給食で提供しています。
地産地消の推進（継続）	6 - 1 学校給食の充実 6 - 2 食育の推進
ア 内容	地産地消に取り組み、安全安心な食材を使用します。 地産地消の取り組みにより、梱包資材や流通コストの削減、環境へ配慮したゼロカーボンシティの取り組みを推進します。
イ 具体的な進め方等	(ア) 主要野菜15品目の長野県産食材使用割合を、令和7年度までに重量ベースで30%にすることを目指します。（令和3年度25%、令和7年度30%） (イ) 地産地消率向上のため、食材納入業者に地場産物の納入を促します。また、「松本の日」*1を継続して実施します。 (ウ) 児童生徒が総合学習で生産した農産物を給食食材として受け入れ、使用します。
*1「松本の日」：旬のものが市場に多く出回る6月から11月に月1回松本産の野菜や松本地域の地場産物を取り入れ、児童生徒に紹介するための献立を提供する日	

食物アレルギー対応食提供事業（継続）	6 - 1 学校給食の充実 6 - 2 食育の推進
ア 内容 「食物アレルギー対応マニュアル」（令和３年度末改訂）及び「アレルギー対応食提供事業実施要綱」に沿ってアレルギー対応食を提供するとともに、アレルギーに対する理解を深める情報を発信し、対応食解除についての取組みを進めます。 イ 具体的な進め方等 (ア) 食物アレルギーを持つ児童生徒一人ひとりの症状に合った対応食を提供します。 (イ) 成長期に必要な様々な食品（栄養素）を摂取できるよう、医師の指導のもと対応食解除に向けたアレルギーに対する情報発信を行います。 (ウ) 校内アレルギー対応委員会へ働きかけ、誤食防止や校内体制の充実を図ります。 (エ) 令和４年度に食物アレルギーを持つ園児・児童・生徒の保護者、学校関係者等を対象に食物アレルギー講演会（３年毎）を開催します。 １１月３日（木）：浅間温泉文化センターで開催予定	
安全・安心な学校給食の提供（継続）	6 - 1 学校給食の充実 6 - 2 食育の推進
ア 内容 (ア) 衛生管理、危機管理を徹底し、ノロウイルス等の食中毒や異物混入等の事故を防止します。 (イ) 労働災害を防止するため、事故事例の活用等により職場点検の強化に努めます。（令和２年度１１件、令和３年度７件） イ 具体的な進め方等 調理員を対象とした研修会等を実施し、意識の向上を図ります。 ・「衛生管理研修会」 講師 栄養教諭 年３回実施 ・「衛生管理講習会」 講師 外部講師 年１回実施 ・「労働災害研修会」 講師 外部講師 年１回実施	
学校給食センターの再整備事業（継続）	6 - 1 学校給食の充実 6 - 2 食育の推進
ア 内容 波田（昭和４６年開設）及び梓川（昭和６３年同）学校給食センターは老朽化が著しく建替えの必要があり、また、西部学校給食センターは建設から２０年が経過し、大規模修繕が必要となっています。そのため、学校給食センター全体の再整備の方法について方針を決定し、基本計画を策定します。 イ 具体的な進め方等 再整備について、基本的な考えに基づき、関係者への説明会を行い、いただいた意見を集約する等のプロセスを経て、基本方針を決定し、速やかに建設用地の選定に取り掛かり、基本計画の策定を進めます。	

令和4年度事務事業の概要

生涯学習課・中央公民館

1 事務事業の概要

生涯学習の施設整備や地域住民の主体的な学習活動の支援を行い、自治能力を高める学習活動の推進及び生涯学習による地域づくりを目指します。地区公民館を総合的な地域づくりの拠点と位置づけ、地域課題と向き合い、地域住民が主体的に解決するための学習・実践を充実させ、松本らしい公民館活動を展開します。

2 令和4年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

D Xを活用した多様な学びとコミュニティ創出事業 (継続)

2 - 4 多様な遊びと学びの機会の保障
3 - 2 互いを認め合い学び合う教育の推進
4 - 1 社会教育活動の充実
8 - 1 放課後の子どもの居場所づくりの推進
8 - 3 地域づくりの推進

ア 内容

ウィズ・コロナ、アフターコロナを見据え、D Xを活用し、いつでも誰でも学ぶことができる学習機会をさらに充実させ、多世代かつ多様な住民が主体的に学び、つながりや住民自治を育むためのコミュニティづくりを推進します。また、デジタル社会ですべての人が活躍し続けるため、I C T活用支援やメディアリテラシー教育の取り組みを検討します。

イ 具体的な進め方等

- (ア) 市ホームページのリニューアルに伴い、動画配信を含め、様々なコンテンツを活用した情報発信を行い、引き続き、講座申込の電子申請や、施設使用料のデジタル決済などの取り組みを進めます。
- (イ) デジタルデバイドの解消やI C T活用の推進を図るため、I C T活用の学習講座をより充実させます。また、D X推進本部等と連携し、地域のI C T支援人材の発掘・育成を進めます。
- (ウ) 若者・働き盛り世代・移住者をはじめ、多様な住民の身近な集いの場として、関係する市民と協働し、いつでもどこでもオンライン上で集うことのできるオンライン公民館の運営を検討します。

松本版コミュニティスクール事業(継続)

2 - 1 学童期の遊びと学びの充実
2 - 3 教職員研修の充実と働き方改革の推進
8 - 2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

ア 内容

地域、保護者、学校などが子どもや地域に対する願いや思いを共有し、連携・協働しながら子どもを育てる「地域とともにある学校づくり」を推進します。

イ 具体的な進め方等

- (ア) 地区公民館がコーディネーターを務めながら、市内44のコミュニティスクール運営委員会での話し合いを通して、地域の特性を生かした事業を展開します。
- (イ) 学校や公民館等の関係者で構成するコミュニティスクール事業のあり方検討会で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく学校運営協議会の設置など、国の制度導入に向けた研究や検討を行います。

若者の居場所づくりと社会参画事業（継続）	2 - 2 青年期の遊びと学びの充実 2 - 4 多様な遊びと学びの機会の保障 3 - 1 子どもの権利保障と環境づくりの推進 4 - 2 リカレント教育の充実 8 - 1 放課後の子どもの居場所づくりの推進 8 - 3 地域づくりの推進
ア 内容 若者の多様なニーズに対応できる魅力ある居場所づくりと環境づくりを進め、ひきこもりの若者支援を含め、交流を通じて他者との関係性の構築や学び直し支援を進めることで、互いを尊重し、社会で生きていく力を培うことを支援します。また、若者が成長し、社会で活躍できるきっかけ作りとして、積極的にまちづくりに取り組む場の提供など、若者の多様な社会参画を関係機関と連携し、推進します。 イ 具体的な進め方等 (ア) コーディネーターと連携した参加し易い講座やイベント、青少年の将来の選択肢を広げる講座などを実施し、魅力ある居場所づくりにつなげます。 (イ) 若者が自由に過ごし、交流できる若者カフェを活用した講座など、ひきこもりの若者も気軽に参加しやすい居場所づくりを進めます。 (ウ) 地域づくり課ユースサポート担当と連携し、若者の様々な興味や疑問に対して学びや議論の場づくりを進めます。また、若者が主体となって松本若者会議を実施し、若者が住みたい松本のまちの魅力づくり活動を支援します。 (エ) 若者が成長し、社会で活躍できるきっかけ作りを後押しできるよう、成人式の開催内容及び成人年齢の引下げに伴う成人式のあり方についての検討に取り組みます。	
公民館等長寿命化事業（継続）	4 - 5 社会教育関係施設等の整備・充実
ア 内容 個別施設計画に基づく中間補修及び大規模改修等により、公民館等の長寿命化を図ります。当面は、設備機器（照明・トイレ）の更新をメインとする中間補修を行うこととし、施設の機能維持・回復に努めます。 イ 具体的な進め方等 (ア) 令和4年度は、奈川文化センター夢の森、Mウイング（中央公民館）の中間補修工事を実施します。特にMウイング（中央公民館）は区分所有建物のため、権利者の合意を得ながら4カ年の工事を計画的に進めます。 (イ) 令和5年度に中間補修を計画している松南地区公民館の実施設計に着手します。10月頃までに概算工事費を整理し、3月までに実施設計を完了します。	
重要文化財旧松本高等学校校舎耐震事業（継続）	4 - 5 社会教育関係施設等の整備・充実 9 - 2 文化遺産の保存と活用
ア 内容 平成28年度に策定した保存活用計画等を基に、平成30年度から6カ年の予定で、耐震補強工事を実施します。	

イ 具体的な進め方等

国庫補助事業計画に基づき、次のとおり段階的に耐震補強工事を実施します。

なお、講堂及び本館の一部は実施済みです。

令和４年度 … 耐震補強工事（本館 期）

令和５年度 … 耐震補強工事（本館 期）

また、令和３年度耐震補強工事において、床下の蒸気配管保温材からアスベストが検出されたため、利用者・市民の安全性を考慮し、蒸気配管（保温材含め）をすべて除去します。

令和３年度 … 耐震補強工事に伴う事務室及び図書室移転先の本館南棟東１－４、１－５会議室の床下配管を除去（令和４年１月中旬～３月下旬）

令和４年度 … 令和３年度除去箇所を除くすべての床下配管を除去（令和４年５月中旬～５年２月上旬）

令和4年度事務事業の概要

中央図書館

1 事務事業の概要

図書館は、市民にとって単に本を借りるという場所だけでなく、もっと知りたい、もっと深めたいという興味・関心や好奇心を支え、多種多様な情報や学習機会を提供する生涯学習の拠点施設です。社会の変化や市民ニーズを踏まえ、地域が抱える様々な課題の解決や暮らしに役立つ資料・情報の収集に努めるとともに、新しいつながりや交流の拠点となるべく、図書館自らが積極的に情報発信、提供を行い、市民の生涯を通じた学びを支える地域の情報拠点としての図書館を目指します。

2 令和4年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

松本市図書館未来プランの策定（新規）	4 - 3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4 - 5 社会教育関係施設等の整備・充実
ア 内容 図書館は、これまでに地域課題の解決や市民生活に役立つ資料や情報の収集に努め、市民に期待され、利用される図書館を目指してきました。しかし、市民の図書館利用者カードの登録率や市民一人当たりの資料貸出数は減少傾向にあり、市民の8割は図書館を利用していないという現状があります。そこで、図書館の現状と課題を改めて洗い出し、目指すべき将来像やその実現を図るための具体的な取組みと方向性を定め、新たな市民ニーズや社会の要請をふまえた図書館サービスの充実を図るため、「図書館未来プラン」を策定するものです。 イ 具体的な進め方等 令和3年度から進めている図書館サービスの基本計画となる「松本市図書館未来プラン」を、10月を目途に策定します。	
中央図書館の大規模改修（継続）	4 - 3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4 - 5 社会教育関係施設等の整備・充実
ア 内容 中央図書館は平成3年の開館から30年が経過し、機械設備等の老朽化、書庫の狭隘化、開架書架の耐震強化、慢性的な駐車場の不足等のハード面での課題が生じています。また、市民からは明るく開放的で複数の機能と融合した施設を望む声が多く寄せられています。居場所・交流・勉強・趣味など市民ニーズに対応し、利用者の視点に立ったゾーニングを行い、多様な空間の確保に努める必要があります。安全安心で快適な環境の整備、市民の利便性の向上のための大規模改修を行う時期を迎えています。 イ 具体的な進め方等 中央図書館の劣化度調査を行い、未来プランの実現に必要な改修の検討を進めます。	4 - 3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4 - 5 社会教育関係施設等の整備・充実
電子図書館の導入とICTの利活用（新規）	4 - 3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4 - 5 社会教育関係施設等の整備・充実

ア 内容 コロナ禍や急速に進むＩＣＴ化により、電子予約数やメールによる調査・相談が急増しました。来館しなくても情報にアクセスできる図書館サービスの充実を早急に進める必要があります。 (ア) 様々な状況により、図書館の利用や読書が困難な人にも、「電子書籍」を用いた電子図書館サービスを提供することにより、時間や場所に制限されることなく、誰でも気軽に情報へアクセスできる環境を整備します。 (イ) 市民の情報拠点として、迅速かつ正確で多種多様な情報を提供できる環境の整備に努めます。 イ 具体的な進め方等 (ア) 長野県と県内市町村による協働電子図書館事業について、令和４年８月の事業開始に向けて運営委員会に参加し、準備を進めます。また、利用促進のため、県内市町村と協力して広報を実施します。 (イ) ＩＣＴを活用したオンラインデータベースの増加の検討を進めます。 (ウ) 分館にＷｉ－Ｆｉ環境を整備します。 (エ) 貸出・返却作業などの効率化による利用者の利便性向上を図るため、ＩＣタグの導入について研究します。	
第２次学都松本子ども読書活動推進計画の推進 (継続)	１－２ 乳幼児期の遊びと学びの充実 ２－１ 学童期の遊びと学びの充実 ４－１ 社会教育活動の充実 ４－３ 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 ４－５ 社会教育関係施設等の整備・充実
ア 内容 令和元年度から５年計画で進める第２次学都松本子ども読書活動推進計画では、子どもが読書に親しめる環境づくりのほか、図書館が中心となって、家庭、地域、団体、学校、施設等、本市の子ども読書活動を担う人材が情報を共有し、交流を深め、協働して活動を高めていくための計画を推進しています。 イ 具体的な進め方等 (ア) 子ども読書活動推進委員会と連携し、令和５年度に開始予定のサードブック事業の具体的な実施方法の検討を進めます。 (イ) 中・高校生に向けて、豊かな心を育む自由で自発的な読書や生きる糧になる素敵な本と出会うためのきっかけ作りとなるブックリストの作成等の支援事業を引き続き進めます。 (ウ) 読み聞かせボランティア講座、子ども読書活動スキルアップ講座を引き続き開催し、読書活動に意欲的にかかわる人材（読み聞かせボランティア、読書推進サポーター）を養成し、図書館、地域等での活躍の機会を増やしていきます。 サードブック事業：家庭における本に親しむ習慣を発達段階に応じて切れ目なく働きかけるために児童書をプレゼントするもの。ブックスタート（１０カ月児健診時）セカンドブック（３歳児健診時）事業に加えて６歳頃に実施するもの	

令和4年度事務事業の概要

文化財課

1 事務事業の概要

行政と市民が連携して文化財の保存活用を図り、次世代へ引き継いでいくため、松本市文化財保存活用地域計画に位置付けた各種事業を積極的に進めるとともに、その成果を市民に分かりやすく伝える講座や学習会、SNS等による情報発信を積極的に行います。市域の文化財の中核をなす松本城を後世に確実に守り伝えるため、歴史的遺構や史跡内建造物等に関する調査・研究と復元・整備を計画的に実施するとともに、関連する歴史的資料の収集・保存・研究を進め、その成果を周知、活用します。歴史や文化を活かしたまちづくりを通じて、市民が地域に愛着や誇りを持ち、観光や産業といった経済振興にもつながるような、魅力ある地域づくりを目指します。

2 令和4年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

文化財の魅力をも市民に周知し理解を深めるための情報発信（継続）	2 - 4 多様な遊びと学びの機会の保障 8 - 3 地域づくりの推進 9 - 1 文化芸術・歴史の魅力の発信
ア 内容 令和3年度から本格的に運用を開始したSNSやYouTube等を活用した情報発信を通じ、文化財の魅力や価値を幅広い世代の市民に周知します。 イ 具体的な進め方等 (ア) SNS「まつもとの文化財」や市ホームページ等を活用し、市内の文化財の情報を幅広く発信します。 (イ) 市内の埋蔵文化財の発掘調査成果について、現地説明会や報告会・講演会の開催に加え動画配信を活用して広く周知を図ります。 (ウ) 市ホームページを通じて閲覧が可能な発掘調査報告書について、引き続き登録の推進と周知を図り、埋蔵文化財保護の気運を高めます。	
まつもと文化遺産活用事業（継続）	8 - 3 地域づくりの推進 9 - 1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9 - 2 文化遺産の保存と活用
ア 内容 「松本市歴史文化基本構想」及び「松本市文化財保存活用地域計画」に基づき、住民が地域の文化財を主体的に保存活用する取組みを支援し、地域の活性化につなげるものです。 イ 具体的な進め方等 (ア) 「まつもと文化遺産保存活用協議会」を開催し、「まつもと文化遺産」の認定を進めるとともに、認定済みの5件に対し、引き続き補助金等の支援策を講じます。 (イ) 認定候補団体への助言等の他、ロゴマークの活用等により制度の周知拡大を図ります。	
小笠原氏城館群史跡整備事業（継続）	8 - 3 地域づくりの推進 9 - 1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9 - 2 文化遺産の保存と活用
ア 内容 中世に信濃守護を務めた小笠原氏の本拠として国史跡に指定された小笠原氏城跡（井川城跡・林城跡（大城・小城））の保存活用を図るものです。	

イ 具体的な進め方等 (ア) 令和３年度に策定した保存活用計画に基づき、史跡整備の具体的な内容を定める整備基本計画を令和４～５年度の２か年で策定します。 (イ) 現地講座の開催等により、史跡小笠原氏城跡の文化財的価値等について市民に周知します。また、マップや市ホームページ「松本の山城」等により、見学者への情報提供を図ります。	
殿村遺跡史跡整備事業（継続）	８－３ 地域づくりの推進 ９－１ 文化芸術・歴史の魅力の発信 ９－２ 文化遺産の保存と活用
ア 内容 殿村遺跡は、古来信仰の山である虚空蔵山と人々の関わりを示す中世の寺院遺跡と推定されることから、平成２２年度から発掘調査や虚空蔵山周辺の総合調査を実施し、地域信仰の遺跡群として史跡指定を目指しています。	
イ 具体的な進め方等 (ア) 中世の宗教空間を構成する遺跡群としての文化財的な価値付けをふまえ、史跡指定に向けた調整を調査指導委員会及び文化庁と進めます。 (イ) 測量図面の作成等の史跡指定に向けた準備を進めます。	
史跡弘法山古墳再整備事業（継続）	８－３ 地域づくりの推進 ９－１ 文化芸術・歴史の魅力の発信 ９－２ 文化遺産の保存と活用
ア 内容 ３世紀末に築造された東日本最古級の古墳である史跡弘法山古墳について、規模や形状等を確認する発掘調査や周辺古墳群の調査を行い、保存活用計画を策定します。	
イ 具体的な進め方等 調査委員会や県教委・文化庁の指導・助言を受けながら、古墳の外形や墳丘の規模を確認するための発掘調査を実施します。	
白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存整備事業（継続）	８－３ 地域づくりの推進 ９－１ 文化芸術・歴史の魅力の発信 ９－２ 文化遺産の保存と活用
ア 内容 白色の温泉水がもたらした特殊な地形（特別天然記念物）を、学びながら安全に見学できるよう、令和６年度の公開に向けて観察路・安全柵・案内板などを整備します。	
イ 具体的な進め方等 (ア) 保存活用計画及び整備計画に基づき、観察路などの設計や用地測量を行います。 (イ) 魅力的な観光資源として活用されるよう、地域や関係機関と連携して進めます。 (ウ) 旅館従業員や地元小学生対象の見学会を開催し、活用に向けた機運を高めます。	
国宝松本城天守耐震対策事業（継続）	９－１ 文化芸術・歴史の魅力の発信 ９－２ 文化遺産の保存と活用
ア 内容 平成２６年～２８年度に実施した天守耐震診断の結果と、令和２～３年度に実施した天守台内部地盤や石垣に関する基礎データを取得するための調査等の結果に基づき、松本城の文化財的価値を損なわない耐震補強案を検討したうえで、令和４年度中に耐震対策基本計画を策定し、国庫補助を取り込みながら令和８年度から耐震工事を行うものです。	
イ 具体的な進め方等 これまでの取り組みの成果を踏まえ、国宝松本城天守耐震対策専門委員会で耐震補強案の検討を行い、天守耐震対策基本計画を策定します。	
松本城防災設備整備事業（継続）	９－１ 文化芸術・歴史の魅力の発信 ９－２ 文化遺産の保存と活用

ア 内容 令和2年度から国庫補助を活用し、松本城防災設備の見直しを行うものです。 取組みにあたっては、天守耐震対策事業への影響を考慮し、令和6年度までに建造物等の防災設備の更新・新設を図ります。 イ 具体的な進め方等 スプリンクラーに接続するポンプ室や貯水槽などの送水設備新設や、電気配管、配水管の敷設、受電設備の改修を行います。また、設備の設置に伴う本丸内の遺構確認（発掘調査）を行います。	
黒門・太鼓門耐震対策事業（継続） ア 内容 平成30年度に実施した松本城黒門・太鼓門耐震診断結果と、令和元年度策定の耐震対策基本計画に基づき耐震工事に着手します。なお、事業推進に当たっては、大地震動時の被害が大きい太鼓門が国庫補助対象となることから、先行して工事に着手します。黒門は、天守耐震対策工事の時期との調整となることから、太鼓門耐震工事完了後、来城者等に不都合が生じないよう留意しながら事業を進めることとします。 イ 具体的な進め方等 令和3年度に行った実施設計に基づき、太鼓門の一の門、二の門の耐震補強工事に着手します。（令和5年度は一の門、袖堀を予定）	9 - 1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9 - 2 文化遺産の保存と活用
堀浄化対策事業（継続） ア 内容 歴史的な景観及び快適な環境の維持向上のため、全面的な堀浚渫と浚渫工事後の堀の維持管理に向けた基本計画に基づく工事の実施設計を行ったうえで、令和5年度から国庫補助を活用して松本城堀（内堀、外堀、総堀）の堆積物除去（浚渫）工事を実施するものです。また、日常的に堀の浄化を図るものです。 イ 具体的な進め方等 松本城堀（内堀、外堀、総堀）の堆積物除去（浚渫）工事及び工事後の堀水の維持管理に係る基本計画に基づき、工事のための実施設計を行います。また、堀清掃業務や薬剤（酸化マグネシウム）の散布等、日常的な堀浄化業務を継続して実施します。	9 - 1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9 - 2 文化遺産の保存と活用
松本城南・西外堀復元事業（継続） ア 内容 「松本城及びその周辺整備計画」及び「松本市歴史的風致維持向上計画」に基づき、国庫補助を取り込みながら、幕末維新期の姿に南・西外堀の復元を行うものです。 なお、事業の実施に際しては、内環状北線整備事業と一体的に整備を行うものです。 イ 具体的な進め方等 (ア) 主管課であるお城まちなみ創造本部をはじめとする庁内関係部局と協力しながら、令和9年度の「水をたたえたお堀」復元を目指します。 (イ) 令和4年度の用地取得完了を目指し、用地買収、家屋補償等の取組みを進めます。 (ウ) 南・西外堀の形状と範囲を確認するため、令和3年度に引き続き、南外堀の試掘（発掘調査）を行います。（南外堀：令和3～4年度、西外堀：令和5～6年度） (エ) 令和3年度以降、松本城南・西外堀復元事業を主管するお城まちなみ創造本部と協力し、現在の事業方針である「平面整備」から「水をたたえた堀の復元」への転換に向けた調査・研究等を推進します。 (オ) これまでの取組成果を市議会や市民等に周知・報告し、意見を伺う場を設けます。	9 - 1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9 - 2 文化遺産の保存と活用

令和4年度事務事業の概要

博物館

1 博物館の概要

博物館は、市域の歴史、民俗、産業、自然等の資料を収集保管し、市民の学習に供することにより松本市の発展に寄与することを目的とする社会教育機関です。平成12年に策定した「松本まると博物館構想」の理念のもと、多くの世代が気軽に学習に利用できる環境を整えるため、新博物館の建設を進めます。また、展覧会や講座のほか多様な情報発信を通して松本について学ぶ機会を提供し、市民の皆さんとともに学びの成果を地域の発展に活かしていきます。

2 令和4年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

基幹博物館整備事業（継続）	4 - 5 社会教育関係施設等の整備・充実
ア 内容 建築工事及び展示製作を進め、それぞれ7月と11月の完成を目指します。また、建物完成後の施設管理や条例等の整備を行います。 イ 具体的な進め方等 (ア) 建築工事は躯体部分が完了したことから、今年度は内装や外構等の仕上げ工事を中心に進め、7月中の完成を目指します。 (イ) 展示製作は建物完成後から、展示室内の造作・造形物や展示ケース等の設置を開始し、11月中の完成を目指します。 (ウ) 管理・運営は指定管理者制度を導入することとします。さらに基本事項となる休館日、開館時間及び観覧料等を決定し、必要な条例等の改正を行います。 (エ) 運営方法は直営（学芸業務）と指定管理者（管理運営業務）の混合によるものとし、指定管理者については今年度中に公募及び選定を行います。	
基幹博物館の開館準備（新規）	4 - 5 社会教育関係施設等の整備・充実
ア 内容 (ア) 開館記念特別展（博覧会展及び浮世絵展）の準備を進めます。 (イ) 外部登用を方針としているコーディネーターの人選を行います。 (ウ) 令和5年秋の開館記念事業を計画します。 イ 具体的な進め方等 (ア) 開館記念特別展の出展資料を確定して必要経費を積算するとともに、関連事業の計画を固めます。 (イ) コーディネーター候補者を選定し、事前交渉を行い、最終候補者を絞り込みます。 (ウ) 開館行事は、近年の他館の事例等を参考に案を作成し、実施計画で協議します。	
国宝旧開智学校校舎保存活用事業（継続）	8 - 3 地域づくりの推進 9 - 1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9 - 2 文化遺産の保存と活用 9 - 3 表現・学習・交流・鑑賞の場づくりの推進
ア 内容 (ア) 「学都」の礎である国宝旧開智学校校舎を適切に保存活用するための計画を策定するとともに、校舎の耐震対策工事、防災設備整備を行います。 (イ) 工事休館中は、隣接する旧司祭館のほか、地元公民館等とも連携し、旧開智学校校舎の紹介展示や耐震工事に関する情報発信を行います。	

イ 具体的な進め方等 (ア) 国宝旧開智学校校舎保存活用計画を策定します。 (イ) 令和３年度に引き続き、校舎の耐震対策工事を実施します。 (ウ) 防災設備整備として、年度前半で実施設計を行い、後半から工事に着手します。 (エ) 耐震工事見学会や速報展を開催するとともに、地元公民館等と連携し、学都松本の象徴としての多様な情報発信に努めます。	
博物館施設の管理運営のあり方（継続）	４－５ 社会教育関係施設等の整備・充実 ９－２ 文化遺産の保存と活用
ア 内容 (ア) 分館を法体系に沿って整理し、施設の管理運営のあり方を検討します。 (イ) 文化財建造物系の施設に建築士を配置する仕組みづくりを検討します。	
イ 具体的な進め方等 (ア) 分館を博物館法に基づく施設、文化財保護法等に基づく適切な保存活用が求められる建造物、その他に整理し、行政改革の取組みにおいて再編を検討します。 (イ) 再編に合わせ職員の配置を見直すとともに、建築に関する専門職員の配置を検討します。 (ウ) 分館の管理運営の効率化と利用者サービス向上のため、引き続き指定管理者制度の拡充を検討します。 (エ) 分館の事業の効果を検証して、廃止・新設も含め効率的に見直します。 (オ) 博物館以外の文化財施設等の管理運営について、関係課と方針を共有します。 (カ) 学芸員及び建築士の計画的採用と人材育成の方法について検討します。	
現博物館施設の解体準備（新規）	９－２ 文化遺産の保存と活用
ア 内容 個別施設計画に基づき、現博物館施設の解体準備を進めます。	
イ 具体的な進め方等 (ア) 松本城整備研究会に報告し、解体方法について史跡保護の指導を仰ぎます。 (イ) 試掘調査の実施について関係課と協議します。 (ウ) 解体計画をもとに概算経費を算出し、実施計画で検討します。 (エ) 施設の不要備品の廃棄等に係る経費を算出し、実施計画で検討します。	

議案第 7 号

新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドラインの改訂について

1 趣旨

国の「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン（令和4年4月1日）」及び保健所の助言を受け、今後の新型コロナウイルス感染症拡大に対応した学校運営ガイドラインの改訂について協議するものです。

2 改訂内容

新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン

ア 主な改訂内容

- (ア) 感染警戒レベル4で制限している活動（各教科等における活動、修学旅行、各種依頼、出席停止に係る連絡等）は、*原則として「まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言の場合」で制限することに変更
- (イ) 「9 その他出席停止等の扱いについて」の 同居家族の体調から、児童生徒の出席停止の措置を取る場合や児童生徒が発熱等で早退し、その兄弟も早退させる措置をとる場合は、レベル5以上で適用
- (ウ) 「13 予防接種・副反応の対応について」の 「ワクチン接種の有無と差別について」の項目を新規に追加

* (イ)に示される内容以外

イ 改訂案

別紙1・2のとおり

3 参考資料

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な

学校運営のためのガイドラインの改訂について（通知）・・・資料1

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～『学校の新しい生活様式』～」の改訂について・・・資料2

【暫定版】長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル・・・資料3

4 その他

改訂後、学校に周知するとともに、市ホームページに掲載します。

担当

学校教育課 課長 塚田 雅宏

学校支援室 室長 坂口 俊樹

電話 33 - 4397

学校における集団感染のリスクへの対応

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン」(案)

令和4年4月〇〇日改訂

松本市教育委員会

松本市内の小中学校は、感染リスクを低減させつつ、可能な限り授業や部活動、各種行事等の教育活動を行い、子どもの学びを最大限保障することを継続して最重要項目とします。

この方針の下で、各学校においては、以下に掲げるガイドライン及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(文部科学省 2022.4.1Ver.8)及び「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」(文部科学省 令和4年4月1日発表)」を踏まえて教育活動を進めるものとします。また、本ガイドラインは、今後の状況の変化に応じて必要な見直しを行います。なお、本文中記載の感染レベルは県の感染警戒レベル(令和4年3月29日発表)に基づくものです。

1 基本的共通事項

感染源、感染経路を絶つ。(2 -)

「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声する密接場面」のいわゆる3つの条件をできる限り避ける(ゼロ密)。(2 -)

2 基本的な感染症対策

健康観察の徹底

ア 家庭において検温、健康観察を行い、発熱や息苦しさ、強いだるさ等の症状がある児童生徒、教職員は登校(出勤)しないこと。

イ 登校後の体調変化時は必ず検温すること。

ウ 健康観察カードは毎日確認し、^{*1}未記入や未提出の児童生徒は^{*2}検温、体調確認をすること。発熱や息苦しさ、強いだるさ等の症状がみられる場合は家庭に連絡し、休養をお願いすること。

^{*1}未記入や未提出の場合は、教職員が検温、風邪症状等を確認し、健康状態等に問題がある場合のみ保護者へ連絡し、自宅療養させる。

^{*2}まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言区域等(以下「まん防等」)に指定された場合、小学校1・2年は家庭の検温だけでなく可能な限り非接触型の検温に登校時に行う。

手洗い・水分補給・うがいの徹底

登校後、始業前、休み時間後、給食前、清掃後、用具や物品等共用したものを使用した後など、30秒程度石鹸を使い丁寧に行うこと。また、こまめな水分補給やうがいなどを行うなどの工夫を行う。(咽頭へのウイルスの付着を洗い流すため。うがいによる飛沫拡散に注意)

清掃・消毒の徹底

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。従って、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。

このため、下記の「３ 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。

また、上記に加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行う場合、消毒用エタノールや次亜塩素酸ソーダ（ナトリウム）・経済産業省の示す新型コロナウイルスに有効な界面活性剤の含まれている製品等によるふき取りを負担のない範囲で行うこと。

咳エチケットの徹底

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面があることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員、来校者は基本的にマスクを着用する。

ただし、次の場合マスク着用の必要はない。

ア 十分な身体的距離が確保できる場合

イ 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合

ウ 体育の授業

注 体育の授業におけるマスクの着用については必要ないが、気温・湿度や暑さ指数が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。また、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症によるリスクがない場合には、マスクを着用する。

文部科学省の事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和３年６月１１日）より。

換気の徹底

教室２方向の窓を常時１０ｃｍから２０ｃｍ程度開けること。開放できない場合でも３０分に１回以上換気すること。エアコン使用時も換気は必要。また、扇風機の併用も有効である。なお、冬季も、気候上可能な限り常時換気に努める。そのため室温低下が予想されるが、室温低下による健康被害が生じないよう、暖房器具を適切に使用するとともに児童生徒に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。

教室における密集回避の徹底

児童生徒の座席の間隔は可能な限り広くとり、基本形は対面とならないようにする。（対面が必要な場面は短時間行うことも可とする）

集会における密集回避の徹底

人との間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空けること。各種集会を行う場合は、これを基準とし、できる限り短時間でを行うこと。

歯磨き、うがいについて

歯磨き、うがいの飛沫による感染には、特に注意が必要となる。教室内の流しを使用する場合は、近くの席を空ける等、リスクを軽減する工夫をすること。

3 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策

各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のよう活動が挙げられる（「 」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

各教科等に共通の活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」

○ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」

- ・ 合唱している児童生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童生徒との間隔、発表者と聴いている児童生徒等の間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2 m（最低1 m）空ける。
- ・ 立っている児童生徒の飛沫が座っている児童生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにする。
- ・ 連続した練習時間はできる限り短くする。常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行う。飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。

○ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」

体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

【まん防等に指定された場合】【学級・学年閉鎖を行っている場合】

上記の活動は、感染レベルに応じて、感染症対策を強化し、制限することを検討する。すなわち、これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っている発声」について、極力避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施すること。

この場合にも、（ ）を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討する。

（実施時の留意事項）

- ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後手洗いを行わせること。
- ・ 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。
- ・ 体育の授業は、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼吸が激しくなるような運動は避けること。

【感染レベル１～５】

上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を行った上で実施することを検討する。その際には、

【まん防等に指定された場合】における留意事項も可能な範囲で参照すること。

【その他】

水泳については、別添資料３の事務連絡（「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（令和２年５月２２日））に基づき、更衣も含めて、密集・密接の場面を避けるなど、感染リスクを下げる対策を講じた上で、実施できるものとする。

給食等の食事をとる場面について

児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底。食べる際には、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、黙食あるいは会話時のマスク着用の徹底などの対応が必要である。また、感染状況に応じて、簡易給食を検討する。

普段の清掃・消毒のポイント

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにする。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うようにする。

- ・ 清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- ・ 床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・ 机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・ 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は１日に１回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。
- ・ トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃を行う。
- ・ 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行わなくてよい。ただし、使用前後に必ず手洗いを行うよう指導する。

休み時間

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて指導の工夫をする。

【まん防等に指定された場合】【学級・学年閉鎖を行っている場合】

トイレ休憩については、混雑しないよう動線を示して実施。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫が必要である。

登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関やスクールバスへの乗車中は、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要である。

ア 登下校時には、校門や玄関口等で密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させる。

イ 集団登下校を行う場合も、密接にならないよう指導する。

ウ 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先すること。このため人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すよう指導する。

エ 公共交通機関をやむを得ず利用する場合には、マスクを着用。降車後はできるだけ速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、可能であれば乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討する。

修学旅行（宿泊行事）について

ア 修学旅行（宿泊行事）の実施については、感染防止を最優先とし、3つの条件が重なることのないよう、学校において適切に判断する。教育的意義や児童生徒の心情にも配慮し、延期を含め可能な限り実施する。

イ 実施の可否判断については、実施日の2週間前（以降も含む）に、松本圏域がまん防等に指定された場合は中止。目的地（市町村を中心としたエリア）がまん防等に指定された場合は、目的地の変更または中止。移動経過地のレベルはその場所で降りなければ判断に入れない。できる限り目的地の変更の無いよう、目的地については十分に吟味し検討する。

各種依頼について

外部講師、ボランティア等外部の依頼を受ける場合、依頼者がまん防等に指定された都道府県や市町村から来た場合は受け入れない。ただし、市内在住の講師は学校長の判断により受け入れることも可能とする。

なお、教育実習については、実習生が直近2週間以上松本市近郊に居住し、その間、まん防等に指定された地域に往来せず、かつ2週間以上健康状態が良好な場合のみ受け入れることとする。

4 感染が広がった場合における対応

臨時休業

次のいずれかの場合、直ちに臨時休業を行うのではなく、感染者の学校内での活動状況を踏まえ、保健所に臨時休業の実施の必要性について相談し、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業を設置者が判断する。

ア 児童生徒に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合

イ 教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合

ウ 国の緊急事態宣言を受け、県知事又は市の対策本部長から臨時休業の要請があった場合

ただし、ア・イにおいて、陽性者と該当校との接触がないと判断できる場合、臨時休業を行わないこともある。また、濃厚接触者が保健所から特定され、校内の消毒等が終了した場合は専門機関と相談し、学校を再開できる

分散登校

次のいずれかの場合、分散登校とすることもできる。

ア 臨時休業後

イ 国の緊急事態宣言を受け、県知事又は市の対策本部長から臨時休業の要請があった場合、該当地域外の学校

【参考】

学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断する。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体を臨時休業とすることが考えられる。（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 2020.12.3 Ver.5 第4章3 ）に従い、別紙：臨時休業から登校再開に至るフローチャートに沿って判断する。

臨時休業時及び学級閉鎖時の学習指導

学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し学校と児童生徒との関係を継続することが重要である。

ア 同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行うことが重要である。なお、緊急時に備え、平常時にも同時双方向型のウェブ会議システムを活用することを推進していく。

イ 学習状況や成果を学校が把握するため、登校日の設定、家庭訪問の実施、電話や電子メール等を活用することが重要である。

ウ 課題を配信する際には、児童生徒の発達の段階や学習状況も踏まえ、適切な内容や量となるように留意する。

エ 臨時休業期間においても学びの継続ができるよう、学びの継続計画を作成する。

オ 臨時休業日が5日以上の場合は、児童生徒が臨時休業4日目に端末を学校に取りに来て、5日目からオンライン授業を行うよう努めるものとする。なお参加した日数は参加日数として指導要録に記録する。（臨時休業日に週休日は含まない）

対応マニュアルの整備

校内で感染が広がった際の学校対応マニュアルを各校で作成する。

5 感染が確認されていないが症状がある場合の対応

次のいずれかの場合、出席停止とする。(欠席ではない)

ア 児童生徒等に風邪の症状や発熱がある場合

イ 児童生徒等に倦怠感や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

ウ 上記以外にあって、保護者が出席させることに不安を感じた場合

教職員においては上記 ア・イの場合、出勤しない。

症状がなくなるまでは自宅で休養する。

6 濃厚接触者への対応

児童生徒が感染者の^{*4}濃厚接触者に特定された場合は、その後陰性が判断されたとしても、保健所の示す期間出席停止とする。休業期間中にあっては自宅待機とする。

^{*4}濃厚接触者 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触があった者
適切な感染防護なしに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
患者(確定例)の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
手で触れることの出来る距離(目安として1m)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者

7 接触者への対応

児童生徒が感染者の^{*5}接触者に特定された場合は、その状況について学校に連絡をするよう依頼する。また、保護者からの申し出により、登校を見合わせる場合は、出席停止として扱う。

接触者及び感染疑いによりPCR検査を受ける場合、非感染が確認されるまで、学校関係者は出席停止となる。(陰性が判断された場合は、次の日から登校ができる)

^{*5}接触者 保健所の疫学調査により感染者と接触の度合いが濃厚接触者に当たらないが、必要に応じて検査・健康観察が必要と保健所が認めた者

8 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒について

医療的ケアが日常的に必要な児童生徒、あるいは糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患のある児童生徒、その他重症化するリスクが高い児童生徒は、主治医と相談の上、個別に登校の判断をする。欠席する場合は、「出席停止」とする。

9 その他出席停止等の扱いについて

保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等については、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取

扱いも可能である。その判断に当たっては、特に小中学生は就学義務も踏まえ、児童生徒の学びが保障されるよう配慮すること。

同居者が濃厚接触者及び接触者として判断され、PCR 検査を受ける場合、児童生徒は出席停止の措置を取る。なお同居者の非感染（陰性）が確認されれば、登校は可能となる。ただし、保健所の指示があれば、同居者が接触者として PCR 検査を受けたとしても、教育委員会と協議の上、登校を可能とする場合もある。

松本市及び松本圏域がレベル 5 以上に指定された場合

ア 同居の家族に^{*6}発熱等の風邪の症状がみられるときには、児童生徒の出席停止の措置を取る。

イ 児童生徒が^{*6}発熱等の風邪症状で早退する場合、早退者の兄弟の状況を学校間でも連絡し合い、早退者の兄弟も早退させるものとする。

^{*6} 発熱等の風邪の症状 医師による新型コロナウイルスに感染していないと診断された発熱等は含まないものとする。

10 海外及び県外に滞在歴のある児童生徒等の対応について

海外

政府の水際対策の取組みとして一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の期間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。

なお待機期間は、「新型コロナウイルス感染症の疑いによる出席停止」として出席停止扱いにする。

県外

県の基本的対処方針により対応する。なお、緊急事態宣言区域やまん延防止区域に、重要かつ緊急な用事（転入、各種大会、冠婚葬祭等）で往来した^{*7}児童生徒は、徹底した健康観察を行い、健康に問題が無ければ往来した次の日から登校を可能とする。また、感染地域を往来したため感染不安で欠席する場合は、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として出席停止扱いにする。また、往来したため PCR 検査を受ける場合も、結果が出るまでの期間も同様に登校は可能とする。

^{*7} 重要かつ緊急な用事で往来した学校職員の扱いも同様とする。

11 週休日の土曜日の扱いについて

補充のための授業を行う時数を確保するために、週休日の土曜日に授業を行うことも可能である。なお、週休日の土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例に則り、適切に振替を行うことが必要となる。

12 罹患者に対する差別・偏見について

学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である児童生徒等が、差別・偏

見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要である。起こってからではなく、起こる前に指導を行うことが重要であることから、年1回は差別・偏見について考える授業を行うものとする。

13 予防接種・副反応の対応について

児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

ア 接種のため早退する場合は早退とせず出席とする。

イ 接種のため遅刻する場合は遅刻とせず出席とする。

ウ 接種のため欠席する場合は校長が出席しなくてもよいと認めた日とし、出席停止扱いとする。

副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い

ア 副反応で早退の場合は早退とせず出席とする。

イ 副反応で遅刻の場合は遅刻とせず出席とする。

ウ 副反応で欠席の場合は学校保健法第19条の規定に基づく出席停止とする（新型コロナウイルス感染症の疑いによる出席停止）。

ワクチン接種の有無と差別について

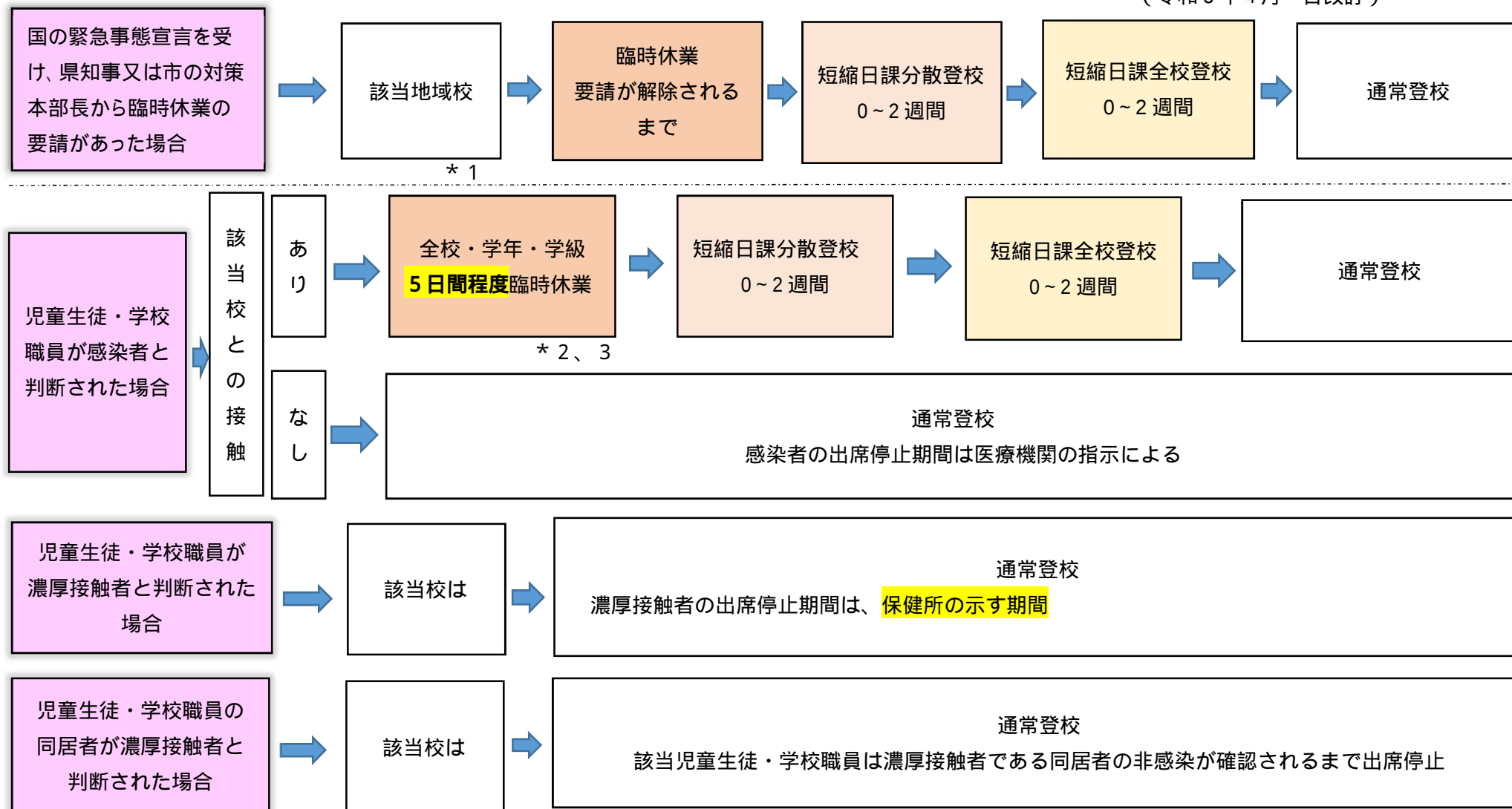
ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けない。さらに、予防接種はあくまで本人の意思や保護者の同意に基づき受けるべきこと、また、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいることに鑑み、接種を受ける又は受けないことによって差別やいじめなどが起きることのないように指導し、保護者に対しても理解を求めることが重要である。

14 保護者より感染者報告を受けた場合について

臨時休業の範囲については、保健所の助言をもとに、「臨時休業に至るフローチャート」に基づき、学校長と相談しながら、教育委員会が判断する。そのため、学校は速やかに保健所の調査に協力する。

関係部署への報告や児童生徒及び保護者に情報提供を行うことになるが、個人情報の管理には十分に留意する。

(令和3年4月 日改訂)



【改訂】

感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応や、臨時休業の実施の考え方、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への学習指導等について改訂しました。

3 文科初第 2700 号
令和 4 年 4 月 1 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働事務次官

文部科学事務次官
義 本 博 司

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（通知）

これまで、新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営の在り方に関しては、令和 2 年 6 月 5 日に策定し、令和 3 年 2 月 19 日に改訂した新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン等においてお伝えしてきたところです。

新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれるところ、この度、これまで文部科学省において周知等を行ってきた内容等を踏まえ、本ガイドラインを別添 1 のとおり改訂することとしましたので、お知らせします。

主な改訂箇所は、別紙のとおりとなります。

これらのことを、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては所轄の学校法人に対して、国公立大学法人の長におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社に対して、厚生労働省事務次官におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省：０３－５２５３－４１１１（代表）

○全体に関すること

初等中等教育局 初等中等教育企画課（内４６７８）

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課（内２９１８、２９７６）

○学習指導に関すること

初等中等教育局 教育課程課（内２３６７）

○ＩＣＴの活用に関すること

初等中等教育局 学校デジタルプロジェクトチーム（内２０８５）

○心身の状況の把握、心のケア及び児童虐待対応に関すること

初等中等教育局 児童生徒課（内２９０５）

○学校図書館に関すること

総合教育政策局 地域学習推進課（内３７１７）

○学校給食に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課（内２６９４）

○部活動に関すること

スポーツ庁 政策課（内３７７７）

文化庁 参事官（芸術文化担当）（内２８３２）

○学校安全に関すること

総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課（内２９６６）

○子供の居場所確保に係る財産処分手続に関すること

大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課（内２４６４）

○指導体制の確保に関すること

・公立学校について 初等中等教育局 財務課（内２５８７）

・私立学校について 高等教育局私学部 私学行政課（内２５３２）

・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課（内３４９８）

○教職員の勤務、非常勤職員等の業務体制の確保に関すること

・公立学校について 初等中等教育局 初等中等教育企画課（内２５８８）

・私立学校について 高等教育局私学部 私学行政課（内２５３２）

・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課（内３４９８）

○障害のある児童生徒等に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課（内３１９３）

○幼稚園に関すること

初等中等教育局 幼児教育課（内３１３６）

○専修学校に関すること

総合教育政策局 生涯学習推進課（内２９３９）

○私立学校に関すること

高等教育局私学部 私学行政課（内２５３２）

○国立大学附属学校に関すること

総合教育政策局 教育人材政策課（内３４９８）

○公立大学附属学校に関すること

高等教育局 大学振興課（内３３７０）

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン (令和4年4月1日時点)

1 基本的考え方

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれるところであるが、こうした中でも持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要がある。

本ガイドラインは、そのための学校運営の指針を示すものである。

(2) ガイドラインの対象及び対象期間

本ガイドラインの対象は、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び専修学校高等課程とする。

本ガイドラインの対象期間は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第15条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されている期間とする。

2 学校における感染症対策の考え方

(1) 基本的な感染症対策

学校においては、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密（密閉・密集・密接）」を徹底的に避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底することが必要である。

学校における新型コロナウイルス感染症への対応を検討する上では、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言や地域における児童生徒等の感染状況等を踏まえ、感染状況の段階に応じて行うことが適切である。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防するなどの効果が期待されており、希望する教職員や児童生徒等が接種を受けることができるよう、環境整備に努める。

3 感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応

(1) 衛生主管部局との連携

児童生徒等及び教職員の感染が判明した場合に、保健所等による積極的疫学調査等が実施される学校においては、衛生主管部局と連携し、感染者の行動履歴把握や

濃厚接触者の特定等のための調査に協力する。

(2) 出席停止等の取扱い

①出席停止の措置を取るべき場合

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取る。また、濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は出席停止の措置を取る。

これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、児童生徒等に発熱や咳等の症状がみられるときにも、同条に基づく出席停止の措置を取ることができる。感染がまん延している地域においては、同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取ることができる。（教職員の取扱いについては 6（1）を参照）

なお、出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、5（1）に記載の必要な措置を講じること等にも配慮する。

②上記のほかに「欠席」の扱いとしない場合

保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等については、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能である（幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載）。その判断に当たっては、特に小中学生は就学義務も踏まえ、児童生徒の学びが保障されるよう配慮することが重要である。

また、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等については（3）を参照する。

なお、海外から帰国・再入国した児童生徒等については、政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の期間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。

(3) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等がある児童生徒等については、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。登校すべきでないと判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。また、指導要録上も「欠席

日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う（幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載）。

併せて、医療的ケア児の登校に当たっては、事前に受入れ体制などを学校医等に相談する。

このほか、特別支援学校等における障害のある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられなかったり、多くの児童生徒等がスクールバス等で一斉に登校したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒等の障害の種類や程度等を踏まえ、適切に対応する。

4 臨時休業の実施の考え方

（１）児童生徒等や教職員の感染が確認された場合

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、校長が、感染者及び濃厚接触者を出席停止とする（教職員の場合には出勤させない扱いとする）が、これにとどまらず、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて判断する。臨時休業を行う場合には、児童生徒等の学びの保障の観点等に留意しつつ、まずは感染者が所属する学級の閉鎖を検討するなど、必要な範囲、期間において機動的に対応を行う。

（２）地域の感染状況を踏まえた対応

①学校教育活動の継続

地域の感染状況により、警戒度を上げなければならない場合であっても、地域一斉の臨時休業については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響、幼児児童の保護者の就労への影響等の観点からも、慎重に検討する必要がある。

学校の臨時休業を検討する場合にも、学校全体の臨時休業とする前に、児童生徒等の発達段階等を踏まえ、例えば時差登校や分散登校（児童生徒等を複数のグループに分けた上でそれぞれが限られた時間、日において登校する方法。以下同じ。）、オンライン学習等の可能性を積極的に検討し、学びの継続に取り組むべきである。

このほか、教職員間で感染が拡大しており、授業を行う教員が出勤できない状況においては、児童生徒の学びの継続の観点から、主幹教諭や教頭が授業を行う等の工夫をとりつつ、特に、感染等により校内の教員で授業を行うことが困難な場合には、教育委員会と連携し、一時的に必要な教員を確保することも考えられる。

②緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域等

緊急事態宣言が出された場合において、特措法第 45 条第 2 項に基づき都道府県知事より学校の施設の使用の制限又は停止等の要請を行ったり、同法第 24 条第 7 項や第 36 条第 6 項等に基づき、都道府県知事や市町村長が教育委員会に対し、必要な措置を講ずることの要請を行ったりする場合がある。いずれの場合であっても、学校の設置者は、児童生徒等の生活圏におけるまん延状況を把握し、児童生徒等の

学びの保障も考慮しつつ、①も踏まえ、教育委員会にあっては首長と十分相談を行い、臨時休業の必要性について判断する。

(3) 臨時休業を行う場合の留意点

学校内で感染が広がったことを受けて臨時休業を行う場合や、地域の感染状況に併せて臨時休業を行う場合にも、以下の点に留意すべきである。

①学校教育活動の継続

臨時休業を行う場合には、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、5（1）に記載の必要な措置等を講じる。

また、臨時休業が長期化する場合には、緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域も含め、地域の感染状況に応じ、任意の登校日を設ける方法のほか、児童生徒等の発達段階等を踏まえ、例えば時差登校や分散登校、オンライン学習等の可能性を積極的に検討し、感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校教育活動を継続することが重要である。

分散登校については、時間帯又は日によって登校の対象とする学年又は学級を順次変える方法や、学級を複数のグループに分けた上で、登校の対象とするグループを順次変える方法等により工夫することが考えられる。

また、臨時休業等を行う場合であっても、特に配慮を要する児童生徒など一部の者については登校させる対応、進路の指導の配慮が必要な最終学年や教師による対面での学習支援が特に求められる小学校第1学年など特定の学年のみ登校させる方法、同一の学校設置者においても社会経済的事情その他の学校・地域の特性を踏まえて個別の対応を行う方法等の工夫について検討する。

②児童生徒等の心身の状況の把握

学校の全部を休業とする場合、学級担任等を中心として、電話等を通じ、臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒等及びその保護者との連絡を密にし、臨時休業期間中において必ず定期的に児童生徒等の心身の健康状態を把握する。その際、保護者だけでなく、児童生徒等本人とも直接電話等で会話するなどして、児童生徒等の状況を的確に把握する。また、様々な悩みやストレス等に関し、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援（児童生徒の発達段階等に応じて電話による相談を含む。）を行うとともに、相談窓口（「24 時間子供 SOS ダイアル」や各自自治体において開設している相談窓口等）を適宜周知したり、設置したりするなど、児童生徒等の心のケア等に配慮する。特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒等に関しては、在宅時間が大幅に増加することに伴う児童虐待のリスクも踏まえ、電話等で定期的に児童生徒等の状況を把握すること。加えて、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行う。

臨時休業期間中や分散登校期間中であっても、児童生徒等の状況等から、対面で

の指導（児童生徒等の心身の状況の把握や心のケアを含む。）等の必要性が高いと考えられる場合には、感染症対策を徹底した上で、短時間の最小限度の範囲で行うことも考えられる。

①にも記載しているとおり、地域の感染状況に応じ、登校日を適切に設定することも考えられるが、登校日以外の日においても、体調面にも配慮した上で、虐待のリスクなど特に配慮を要する児童生徒等一部の者については登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行う。

③子供の居場所の確保

学校の臨時休業を行う場合には、保護者が休暇を取得するなどの協力が必要となるが、子供の居場所確保に向けた取組を行うかどうかについては、当該学校を臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等の中での感染拡大リスクを考慮し、慎重に判断する必要がある。特に、4（2）②における学校の臨時休業が行われる場合にあっては、要請の趣旨を踏まえつつ、保護者が医療従事者である場合等について、都道府県の首長部局等と十分に相談の上、居場所の確保について検討することが望ましい。

また、学校の一部を休業とする場合においても、分散登校に伴い、登校する児童生徒等の兄弟姉妹である幼児や低学年の児童が自宅で一人になる場合が生じることとも考えられるところであり、担当部局と相談し、地域全体としての子供の居場所づくりに配慮する必要がある。

その上で、子供の居場所確保に向けた人的体制の確保や学校の教室等の活用等を実施する場合には、一斉臨時休業期間中の対応として示した「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」（令和2年3月2日付け文部科学省初等中等教育局長ほか連名通知）の例を参照した対応を行う。その際、以下の点には特に留意する。

・学校の教室等の活用

学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて通常時より利用児童のニーズが高まることが考えられるため、密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペースを確保することが必要である。

このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設の一時使用であれば財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に施設の活用を推進する。

また、放課後等デイサービスについても、学校の臨時休業期間においては、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進する。

- ・給食提供機能の活用

子供の居場所確保に当たり、児童生徒等に対して学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられ、地域の実情やニーズに応じて対応を判断する。

- ・幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供

幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないように、居場所の確保に向けた取組を検討する。特に、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化において保育の必要性の認定を受けている幼児であって、保護者が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子供の保育が必要な場合等については積極的な対応を検討する。

また、これらの居場所確保の取組に当たって昼食を提供することも工夫の一つと考えられるため、地域の実情やニーズに応じて対応を判断する。

④非常勤職員等の業務体制の確保

学校の臨時休業においては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期す。具体的には、授業がない場合であっても、非常勤講師の場合は授業準備や児童生徒の自宅等における学習の支援、学校用務員の場合は学校施設の修繕、給食調理員の場合は給食調理場等の清掃、消毒、寄宿舎の職員の場合は寄宿舎の清掃や消毒、寄宿舎運営に係る検討等の業務、特別支援教育支援員の場合は教材準備の補助の業務等、外国語指導助手（ALT）の場合には授業準備の補助や児童生徒の家庭学習の支援等を行うことが考えられ、補助金事業により配置される職員等を含め、他の職員についても臨時休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定されるところであり、各教育委員会等において、当該非常勤職員についてはその任用形態や学校の運営状況等を、補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら、適切に対応する。

なお、基本的には上記の通り類似の業務を行うことにより対応することが考えられるが、これが困難である場合には、例えば、本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど、適切に対応することが考えられる。

また、やむなく職員を休業させる場合、休業手当の支給の判断を適切に行う。

⑤分散登校日を設定する場合の出欠の取扱い等

- ・学校の全部を休業とする場合

学校の全部を休業とした上で任意の登校日を設定する場合は、指導要録上の「授業日数」（幼稚園等については教育日数。以下同じ。）には含まないものとして取り

扱う。

- ・学校の一部を休業とする場合

学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設定する場合，児童生徒の出欠の取扱いについては，「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年 3 月 29 日初等中等教育局長通知）別紙等における考え方を踏まえ，以下のとおりとなる。

- 学年の全部を休業とした日数は授業日数には含めない。

- 学年の一部を休業とした日数は授業日数に含まれ，授業のある児童生徒については出欠を記録するとともに，授業のない児童生徒については「出席停止・忌引等の日数」として記録する（幼稚園等については，備考欄等にその旨を記載）。

なお，出欠を記録する際には，本ガイドライン 3（2）及び（3）に示したとおり，やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への必要な配慮を行う。

5 学習指導等

（1）学習指導

①やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT 等の活用による学習指導等

- ・基本的な考え方

臨時休業や出席停止等により，やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対しては，学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに，規則正しい生活習慣を維持し，学校と児童生徒等との関係を継続することが重要である。

このため，感染の状況に応じて，地域や学校，児童生徒の実情等を踏まえながら，学校において必要な措置を講じることが求められる。特に，一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには，ICT 端末を自宅等に持ち帰り，オンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会を確保したり，ICT 端末に学習課題等を配信することで自宅学習を促進したり，同時双方向型のウェブ会議システムを活用して，教師と自宅等をつないだ学習指導等を行ったりするなど，登校できなくても学校と自宅等をつなぐ手段を確保し，児童生徒の住んでいる地域によって差が生じることがないように，児童生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めないようにする取組を行うことが重要である。

なお，ICT 端末を活用した学習指導を行うに当たっては，「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末の積極的な利活用等について（通知）」（令和 3 年 3 月 12 日付け 2 文科初第 1962 号初等中等教育局長通知）を参照されたい。

- ・学習指導を実施する際の留意事項等

学習指導を行う際には，指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行うことが重要である。具体的には，感染の状況に応じて，地域や学校，児童生徒の実情等を踏まえながら，主たる教材である教科書に基づいて指導するととも

に、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT 環境を活用したりして指導することが重要である。その際、学習者用デジタル教科書やデジタル教材等を用いたり、それらを組み合わせたりして指導することも考えられる。また、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話や電子メールの活用等を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握することが重要である。

さらに、課題を配信する際には児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意する。その際、「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」（令和2年4月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知）別紙の「学習計画表」等も参考に計画性を持った自宅等での学習が行われるよう工夫を講じる。また、文部科学省においても、児童生徒の自宅等における学習の支援方策の一つとして、それに資する教材等を「子供の学び応援サイト」に随時掲載しており、本サイトを活用することも考えられる。

家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、ICT 環境の整備のため特段の配慮措置を講じたり、地域における学習支援の取組の利用を促したり、特別に登校させたりするなどの対応をとることが必要である。

特別支援学校等においては、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校の臨時休業等の状況等を十分踏まえ、個別の指導計画等の精査や見直しを行う。加えて、自宅等における学習内容の提示や教材等の提供に当たっては、児童生徒や必要に応じて協力を求める保護者等にとって実施しやすい方法や留意すべき点等も合わせて分かりやすく示すこと等に配慮する。

幼稚園については、各園が行うことができる活動はどういった内容や形態があるか、教育のほか家庭及び地域における教育の支援も含め、各園における幼児や家庭及び地域の状況を踏まえて検討する。その際、「子供の学び応援サイト」に掲載した「新型コロナウイルス感染症への対応のための幼稚園等の取組事例集」も参考として、家庭で過ごす幼児の教育支援や保護者支援等に取り組む。

（参考）子供の学び応援サイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

また、ICT を活用した自宅等における学習に係る低所得世帯への通信費の支援については、就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）、特別支援教育就学奨励費（要保護世帯）及び高校生等奨学給付金において、通信費相当額を支援しており、これらの支援制度等を周知し、活用を促すことが必要である。

さらに、ICT を活用した遠隔授業における著作物利用に係る著作権等の取扱いについては、平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」によって、教育機関の設置者が指定管理団体に補償金を支払うことで、授業の過程において必要な限度で、原則として著作権者等の許諾を得ることなく様々な著作物の利用が可能となっている。（なお、補償金額について、詳しくは指定管理団体「一般社団法人

授業目的公衆送信補償金等管理協会（サートラス）」の下記ウェブページに掲載の授業目的公衆送信補償金規程を参照されたい。）

（参考）サートラス 認可関係資料 <https://sartras.or.jp/ninka/>

・やむを得ず学校に登校できない児童生徒が自宅等で行った学習の取扱い

新型コロナウイルス感染症を含む感染症や災害の発生等の非常時に臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して、指導計画等を踏まえながら、教師による学習指導を行う際には、日々その状況を適宜把握し、児童生徒の学習の改善や教師の指導改善に生かすことが重要である。また、学習の状況や成果は学校における学習評価に反映することができる。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症や災害の発生等の非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して行われた教師による学習指導が以下の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと校長が判断したときには、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができる。

＜要件＞

- 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。
- 教師が児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

この場合、学級全体の学習状況及び成果に鑑み再度授業において取り扱わないこととする場合であって、一部の児童生徒への学習内容の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施するなどの必要な措置を講じる必要がある。

・指導要録上の取扱い

新型コロナウイルス感染症を含む感染症や災害の発生等の非常時に臨時休業や出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和3年2月19日付け2文科初第1733号文部科学省初等中等教育局長通知）に従い、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成する。

- 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

その際、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて」（令和3年10月1日付け3文科初第1152号文部科学省初等中等教育局長通知）等に従い、オンラインを活用した特例の授業の参加日数を指導要録の「出欠の記録」の「備考」に転記する。

②登校再開後の対応

児童生徒が学校に登校することができるようになった時点で、臨時休業等の間の学習内容の定着を確認した上で、児童生徒の状況を踏まえ、可能な限り、教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習等の措置を講じる。

また、必要に応じて、例えば1コマを40分や45分に短くしたうえでの一日当たりの授業コマ数の増加等の時間割編成の工夫や長期休業期間の見直し、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等の様々な工夫により、学校における指導を充実させることが考えられる。

その際には、児童生徒や教職員の負担軽減にも配慮する。なお、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等により、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったことのみをもって、学校教育法施行規則に反するものとはされないとされている。また、高等学校及び特別支援学校高等部において、非常時に臨時休業等を行い、学習指導要領に定める標準（35単位時間の授業を1単位として計算）を踏まえて編成した教育課程の単位時間数を下回った場合であっても、弾力的に対処し、単位の修得の認定を行うことができる。

新型コロナウイルス感染症の影響により、上記のとおり各種の取組を行い学校における指導を充実したとしても、なお年度当初予定していた内容の指導を当該年度中に終わることが困難である場合の特例的な対応として、学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部をICT等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化することが考えられる。

なお、幼稚園については、臨時休業中の幼児の家庭での生活の状況等も踏まえながら、幼児が発達に必要な体験を得られるよう活動を工夫する必要がある。その際には、「子供の学び応援サイト」に掲載した「幼稚園等再開後の取組事例集」を必要に応じて参考とされたい。

（参考）子供の学び応援サイト「幼児教育について」ページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00456.html

③各学年の修了及び卒業の認定等

臨時休業等に伴い、やむを得ず学校に登校できない状況にある児童生徒等については、各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進

級，進学等に不利益が生じないよう配慮する。

(2) 学校図書館の活用

学校図書館については，感染症対策を徹底した上で，時間帯を決めるなどして貸出等を行うことが望ましいことのほか，特に分散登校をする場合において時間帯により登校する児童生徒が変わる場合，学校図書館を児童生徒の自習スペースとして活用することも考えられる。

(3) 学校給食の実施

「学校給食衛生管理基準」に基づく調理作業や配食を行うなど衛生管理を徹底すること，食事前後の手洗いを徹底することのほか，会食に当たっては飛沫を飛ばさないよう，机を向かい合わせにしない，または会話を控えるなどの対応を行う。

臨時休業に伴い学校給食を休止する際には，関係事業者等と十分協議を行うなど，関係者の理解と協力を得られるよう留意する。

(4) 部活動

部活動の実施に当たっては，生徒の健康・安全を第一に考慮して，地域の感染状況に応じて実施内容や方法を工夫する。

なお，学校の全部を休業とする場合は，部活動は自粛する。

(5) 指導体制の確保

学級を2つのグループに分けて指導を行う場合や土曜日に授業を行う場合には，学校における対面指導の時間に加え，自宅等における学習の支援への対応や給食時の対応，登下校の安全管理など，通常時とは異なる業務の発生も考慮した人的体制を確保する必要がある。このため，教職員の役割等の校務分掌の見直し，勤務日や勤務時間の適切な割振りを行うとともに，学習指導員や教員業務支援員の活用等を行うことにより，教職員の勤務負担が過重とならないよう十分に留意しつつ，きめ細かな指導及び身体的距離を確保するための指導体制の確保を図る。

6 その他

(1) 教職員の勤務

公立学校の教職員については，教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや，発熱や咳等の症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させること，教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど，各地方公共団体の条例等にとり教職員の服務について引き続き適切な取扱いを行う。また，教職員が学校へ出勤しない場合においては，在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨

を踏まえる。

また、週休日である土曜日に登校日を設けたり授業を行ったりする場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等にのっとり、適切に振替を行う。

なお、学校の全部又は一部を休業する場合においては、教職員において、在宅勤務や時差出勤のほか、管理職を含む学校の教職員がローテーションで出勤するなどの自身の健康にも配慮する勤務形態の工夫を可能な範囲で行いつつも、児童生徒等の学習指導や児童生徒等の心のケア等を家庭任せにすることなく、必要な業務を確実に継続することが求められる。

併せて、学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員の精神面の負担にも鑑み、学校の管理職や設置者等は、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

(2) 授業料等や修学支援等の取扱い

臨時休業期間中の学校における授業料等納付金の取扱いについては、学校の設置者の権限と責任において適切に定め、運用すべきものであるが、学校の教育活動に必要な費用を総合して定められているものであり、また、一時的に通学できない期間が生じたとしても、学びの保障のために学校による教育に関する様々な役務の提供に取り組まれていることを踏まえれば、必ずしも授業料の返還が生じるものではないと考えられる。

この際、就学援助等については、その認定及び学用品費等の支給について、申請期間の延長等、可能な限り柔軟な対応を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し年度の途中において認定を必要とする者について、速やかな認定と必要な援助を行う。

公立高等学校及び特別支援学校等において、新型コロナウイルス感染症の影響等により、児童生徒等の学資を負担している者の状況が変化し、入学料、授業料等の学納金の納付が困難な者に対して、各教育委員会においては、各地方公共団体における入学料等の免除、減額及び猶予に関する制度等も踏まえて配慮する。また、私立学校においても、都道府県私立学校主管部課において、各私立学校における学納金の免除、減額及び猶予等の柔軟な対応が行われるよう各私立学校を設置する学校法人に対して周知いただきたい。また、私立学校の行う学納金の減免に対し、適切な支援を行うことが望まれる。

高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金については、各学校や高校生等の状況に応じ、申請期間の延長や申請期限の複数回設定など生徒等に配慮した柔軟な対応を行う。高等学校等就学支援金については、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの書類提出が遅れる場合には、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 6 条第 3 項の「やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱って差し支えなく、また、高校生等奨学給付金などその他の高校生等への修学支援についても同様に取り扱って差し支えない（その他の

高校生等への修学支援については、当該年度に支出可能なものに限る。）。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等により年度の途中において家計急変した高校生等に対し、公立高等学校等に在学する高校生等については、文部科学省が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）、私立高等学校等に在学する高校生等については、同じく私立高等学校等経常費助成費補助金も活用し、授業料減免措置等の必要な支援を行うとともに、高校生等奨学給付金については、令和2年度から家計急変世帯への支援の実施及び一部給付の早期化を可能としたところであり、積極的に活用いただきたい。こうした高校生等に対する修学支援について、各制度の内容や問合せ先を改めて生徒・保護者等に周知するなど、生徒・保護者等の相談に対して丁寧な対応を行う。

各自治体において実施している奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかに弾力的な対応を行う。

年度途中において所得が減少する世帯については申請のあった者から随時審査を行うなど、可能な限り早期に支給や減免等を行っていただきたい。

更に、卒業年次の高校生等については、次年度の進路決定にあたり、経済的理由により修学を断念することがないように、高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金及び授業料等減免）、日本学生支援機構の貸与型奨学金（無利子・有利子）等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援施策についても周知を行う。

なお、スクールバス代、空調費、寮費など対価性の強い納付金の使途となる費用が臨時休業に伴って縮減される場合には、実際の費用の発生状況を踏まえつつ、例えば、月毎、四半期・学期毎の事前納付の場合には、登校再開後の徴収金額の中で調整することや、年間費用の事前納付の場合には、登校再開後の適切な時期に不用額を返還することなどが考えられる。

（３）児童生徒等の心身の状況の把握、心のケア等

新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、相談窓口（「24 時間子供 SOS ダイアル」や各自治体において開設している相談窓口等）を適宜周知するとともに、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察やストレスチェック等により、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応する。

（４）感染者等に対する偏見や差別への対応

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持に当たる方とその家族、新型コロナワクチンの接種を受けていない人あるいは受けた人等であることによって偏見や差別につながるような行為が行われることは、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や

差別が生じないようにする。

(5) 学校安全の確保

①熱中症事故の防止について

児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業期間中に登校日を設けたりする自治体や学校も考えられることから、その際の児童生徒等の健康確保に向けた取組に一層留意する必要がある。このため、適切な水分補給や処置を行うことができる環境の整備や、空調設備等の整備状況や気象状況等にも留意した休業日等の取扱いについて万全を期す。

②登下校時の安全確保について

児童生徒の登下校時の安全確保については、各学校において、児童生徒に対して交通安全や防犯の観点も踏まえた安全指導を行うことや、地域と連携した見守り活動の実施等に取り組むことが重要である。

特に、感染症対策のため分散登校が実施される場合には、児童生徒が通学路を一人で登下校するといったことも想定されるので、安全確保については特段の注意をする必要がある。

また、登下校時の安全確保については、教育委員会・学校と警察や自治体の交通安全担当部署、PTAや保護者、地域のボランティア等との連携が重要であり、スクールガード・リーダーなどの見守りの専門家も活用することが考えられる。その際、特に通学に不慣れな小学校第1学年の通学中の安全確保については十分に注意する。

(6) 放課後児童クラブ等における学校の教室等の活用等

放課後児童クラブ等においては、密集性を回避し感染を防止する観点等から、一定のスペースを確保することが必要であることから、教育委員会と福祉部局が積極的に連携を図り、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合には積極的に学校施設の活用を推進する。

(7) 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等

このガイドラインに示すもののほか、新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営の詳細については、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルその他の方法により別途示す。

【改訂】

学校衛生管理マニュアルを改訂し、学校関係者の感染状況のデータやその分析結果を更新したほか、オミクロン株の特徴を踏まえた対応として事務連絡で周知した内容や地域住民や保護者等に対する情報提供等について追記しました。ついては、本マニュアルを地方公共団体の衛生主管部局にも共有していただくようお願いします。

事 務 連 絡

令和4年4月1日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～『学校の新しい生活様式』～」の改訂について

この度、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和2年6月5日文部科学事務次官通知）の本日付けの改訂等を踏まえ、令和3年11月22日に発出（12月10日に一部修正）した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を改訂しましたので、お知らせします。

主な改訂箇所は、別紙のとおりです。

本マニュアルは、令和4年3月時点での最新の知見に基づき改訂したものであり、新たな情報や知見が得られた場合には、見直しを行うことを予定しています。

あわせて、本マニュアルについては、地方公共団体の衛生主管部局にも共有していただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して本件を周知されるようお願いいたします。

＜本マニュアルに関する連絡先＞

文部科学省：03－5253－4111(代表)

○下記以外の保健指導・衛生管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918、2976)

○身体的距離の確保にかかる人的体制の確保に関すること

- ・公立学校について 初等中等教育局 財務課(内3704)
- ・私立学校について 高等教育局私学部 私学行政課(内2533)
- ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)

○障害のある児童生徒等に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)

○教職員の勤務に関すること

- ・公立学校について 初等中等教育局 初等中等教育企画課(内2588)
- ・私立学校について 高等教育局 私学部 私学行政課(内2533)
- ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)

○各教科等の指導に関すること

- ・下記以外 初等中等教育局 教育課程課(内2565)
- ・体育・保健体育 スポーツ庁 政策課(内2674)
- ・音楽・図画工作等 文化庁 参事官(芸術文化担当)(内3163)

○部活動に関すること

スポーツ庁 政策課(内3777)
文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)

○修学旅行等に関すること

- ・修学旅行について 初等中等教育局 児童生徒課(内2389)
- ・遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事について
初等中等教育局 教育課程課(内2903)

○学校給食に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)

○学校図書館に関すること

総合教育政策局 地域学習推進課(内3717)

○子供の居場所における対策との連携に関すること

総合教育政策局地域学習推進課(内3260)
(うち放課後等デイサービスとの連携に関すること)
初等中等教育局特別支援教育課(内3193)
(うち財産処分手続に関すること)
大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課(内2464)

○幼稚園における指導に関すること

初等中等教育局 幼児教育課(内2376)

学校衛生管理マニュアル（Ver.8）の主な改訂点

1. 感染状況の現状と分析の更新【P. 4～10】

児童生徒等の感染状況について、文部科学省等から公表しているデータに基づき更新。

- ・令和4年1月からの感染拡大期においては児童生徒等の感染者数も大きく増加。
- ・すべての学校種を通じて「感染経路不明」が最も高い割合。次いで「家庭内感染」が多くなっている。
- ・「学校内感染」の経路の内訳は、幼稚園や小学校では「同一クラス」の事例が大半。中学校や高等学校では「同一部活動」の割合が高い。

2. 子供への感染に係る特徴の更新【P. 11～12】

オミクロン株に係る知見を踏まえて更新。

- ・小児例は無症状者／軽症者が多いが、重篤な基礎疾患を有する場合は重症化に注意。
- ・重症化、死亡の割合は若者は低い傾向。
- ・オミクロン株は再感染リスクの増加、ワクチンの効果を弱める可能性がある一方、入院リスクや重症化リスクは低い可能性。

3. 地域ごとの行動基準の設定の考え方の明示【P. 18】

学校に関する感染レベルを判断する際、年代により異なる感染状況等を踏まえ、地域全体の感染レベルとは別に判断することが考えられることを明示。

4. 児童生徒等が登校しない場合の修正・追記【P. 22、45～47、63～64】

以下の内容を修正・追記。

- ・同居家族に症状がある場合の登校について、「レベル3及びレベル2の地域では、地域の実情に応じ、同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合」と修正。
- ・軽微な症状のある児童生徒等や教職員の登校については、地域の感染状況や持病の有無など個別の状況に応じて適切に判断。（※令和4年3月4日の事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について」の内容の反映）
- ・濃厚接触者に特定されない場合であっても、感染者と会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等の出席停止等を明記。（※令和4年3月17日の事務連絡「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について」の内容の反映）
- ・濃厚接触者や行政検査の対象者と同居している場合等について特段登校を控えることを求める必要はないことなどの明記。（※令和4年3月17日の事務連絡（同上）の内容の反映）

5. 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策の追記【P. 52～53、55、60】

以下の内容を追記。（※令和4年3月18日の事務連絡「オミクロン株に対応した春季休業に際しての学校関係の新型コロナウイルス感染症対策について」の内容の反映）

- ・儀式的行事における感染症対策
- ・部活動の長期休業期間における工夫
- ・子供の居場所における対策との連携

6. 濃厚接触者の特定等の重点化を踏まえた修正・追記

【P. 63、66、69～72】

以下の内容を追記。（※令和4年3月17日の事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について（更新）」の内容の反映）

- ・地域の保健所等による積極的疫学調査の方針の確認が重要。
- ・学校で感染者が発生した場合については別途のガイドライン等を参照。

7. 地域住民や保護者等への情報提供について追記【P. 74～75】

学校において感染者が発生した場合等の情報提供について、以下の基本的な考え方を追記。

①学校設置者等による地域住民等への情報提供

設置する施設の管理状況に関する説明という観点から情報提供することが考えられるが、学校が特定しうる情報まで提供するかは慎重に判断。

②学校による保護者等への情報提供

適切な健康観察を促すことと学級等の運営状況に関する説明という観点から以下のような情報を提供することが考えられる。

- ・感染者の発生状況
- ・臨時休業の実施予定
- ・臨時休業時の学習支援の方針 等

感染者を特定しうる情報まで提供するかは慎重に判断。保護者等の理解を得た上で、必要最小限の範囲で知らせることは考えられる。

8. 寮や寄宿舎における感染症対策の修正【P. 78～80】

最新の感染症対策に係る知見に基づき修正。

- ・自宅療養となった感染者は、可能であれば自宅に帰ることを検討。それが困難な場合は居室（基本的に個室）に隔離。
- ・濃厚接触者等、発熱や体調不良がある者は居室（可能なら個室）に隔離。 等

【暫定版】長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル

※なお、本改正はオミクロン株の特徴を踏まえた暫定的な改正である。

令和4年3月29日改正

新型コロナウイルス感染症対策室

1 主旨

- 県は、「必要な医療を受けるべき人が受けられる体制（入院すべき人が入院でき、重症度に応じた治療が受けられる体制）」を維持することができるよう、県内の感染状況等について県民と認識を共有するとともに、的確かつ迅速な対策を講じるために感染警戒レベルを運用する。
- 県は、下記の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、感染警戒レベルの判断を行う。

2 圏域の感染警戒レベルについて

【考え方】

- 圏域（広域圏単位）ごとのレベルの引上げは、下表1における要件1及び要件2を満たす場合に行うことを原則とするが、要件2による感染拡大リスクの総合的な判断を重視して行う。
- 感染速度（下表2）が「激増」となるなど、感染拡大の傾向が顕著であるときは、要件1の基準を満たしていない場合であっても次のレベルへの引上げを行うことができるものとする。
- レベル4及びレベル5への引上げにあたっては、陽性者の発生が特定の市町村に集中している場合は、一部地域での対策強化及び市町村単位でのレベルの引上げを行うことができるものとする。
- 複数の圏域の感染警戒レベルがレベル5となるほか、医療アラートの発出状況等により、まん延防止等重点措置の公示を政府に要請するための検討を行う。
- 政府からまん延防止等重点措置の公示がされ、知事が特定の区域に指定した市町村又は指定した市町村が属する圏域についてはレベル6とする。
- 政府から本県を対象とした緊急事態宣言が発出された場合は、全ての圏域をレベル6とする。

【表1：圏域の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	アラート	要件 1 直近 1 週間の新規陽性者数	要件 2 感染リスクの高い事例など発生例の分析による感染拡大リスクの総合的判断※
1	—	—	—
2	注意報	人口 10 万人当たり 15.0 人以上 (人口 10 万人以下の圏域においては陽性者 24 人以上)	①濃厚接触者が不特定の事例、②集団発生、③多数の感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、さらに上位のレベルに向けて感染が増加していくおそれがあると認められる
3	警報	人口 10 万人当たり 30.0 人以上 (人口 10 万人以下の圏域においては陽性者 47 人以上)	
4	特別警報Ⅰ	人口 10 万人当たり 60.0 人以上 (人口 10 万人以下の圏域においては陽性者 94 人以上)	
5	特別警報Ⅱ	人口 10 万人当たり 90.0 人以上 (人口 10 万人以下の圏域においては陽性者 140 人以上)	
6	まん延防止等重点措置公示 又は 緊急事態宣言 (特措法に基づく)	(まん延防止等重点措置が公示され、特定区域となった場合) (緊急事態宣言)	

※ 濃厚接触者が不特定の事例又は集団発生には、これに準ずると認められる事例を含めることができるものとする。

(例)・濃厚接触者は特定できたが、数十名に達するなど多数に及んでいる場合

- ・店舗・施設等での関係者のうち陽性者が5名以上いるものの、感染場所の特定ができていない場合 等

【表 2：感染速度】

前週と比較した直近 1 週間の新規陽性者数の増減	指標
人口 10 万人当たり 60.0 人以上の増加 (人口 10 万人以下の圏域では 94 人以上の増加)	激増
人口 10 万人当たり 30.0 人以上の増加 (人口 10 万人以下の圏域では 47 人以上の増加)	急増
人口 10 万人当たり 15.0 人以上の増加 (人口 10 万人以下の圏域では 24 人以上の増加)	増加
人口 10 万人当たり 15.0 人未満の増減 (人口 10 万人以下の圏域では 24 人未満の増減)	ほぼ横ばい
人口 10 万人当たり 15.0 人以上の減少 (人口 10 万人以下の圏域では 24 人以上の減少)	減少
人口 10 万人当たり 30.0 人以上の減少 (人口 10 万人以下の圏域では 47 人以上の減少)	急減
人口 10 万人当たり 60.0 人以上の減少 (人口 10 万人以下の圏域では 94 人以上の減少)	激減

3 感染警戒レベルの引下げについて

- ①レベルを引上げた日から起算して 10 日間以上経過し、②直近 1 週間の新規陽性者数が基準を下回っており、かつ③当面感染が再拡大していくリスクが低いと認められる場合はレベルを引き下げるものとする。
- ただし、新規陽性者数の減少傾向が明らかであると認められるときは、②を満たしていない場合であっても引下げを行うことができるものとする。この場合において、医療アラートが発出されていないときには、①を満たしていない場合であっても引下げを行うことができるものとする。
- レベル 6 については、まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言の期間が終了した場合にレベルを引き下げるものとする。

4 参考（各レベルにおける感染状態について）

レベル	アラート	感染の状態
1	—	陽性者の発生が落ち着いている状態
2	注意報	感染が確認されており、注意が必要な状態
3	警報	感染拡大に警戒が必要な状態
4	特別警報Ⅰ	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態
5	特別警報Ⅱ	感染が顕著に拡大している状態
圏域の感染警戒レベル 6	まん延防止等重点措置公示 (特措法に基づく)	特定の区域において国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態
全圏域の感染警戒レベル 6	緊急事態宣言 (特措法に基づく)	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態

教 育 委 員 会 資 料
4 . 4 . 2 8
文 化 財 課

議案第 8 号

松本市登録文化財の登録に係る諮問について

1 趣 旨

松本市文化財保護条例に基づく文化財の登録を行うため、同条例第7条第2項の規定により松本市文化財審議委員会へ諮問することについて協議するものです。

2 諮問物件

名称	区 分	所在地
ショウハクドウ 松柏堂	登録文化財	中央2丁目510番地2

別紙諮問書（案）及び諮問物件調書を参照

3 主な経過

令和3年12月 第3回文化財審議委員会で新たに登録に向けて取り組む案件として検討
令和4年 3月 第4回文化財審議委員会で協議し、松柏堂を登録する要件等について確認

4 今後の日程

令和4年度第1回文化財審議委員会に諮問します。



文化財課 SNS
まつもとの文化財
社会・文化関連サイト
@matsumoto.bunkazai



Facebook



Instagram

担当	文化財課
課長	竹原 学
電話	34 - 3292

松本市教育委員会諮問 第 号
令和4年 月 日

松本市文化財審議委員会
委員長 山本 雅道 様

松本市教育委員会

松本市登録文化財の登録について（諮問）

下記の文化財について、松本市登録文化財の登録を行いたいので、貴審議委員会の意見を求めます。

記

1 登録の諮問をする物件

名称・区分・所在地

名 称	区 分	所在地
ショウハクドウ 松柏堂	登録文化財	中央2丁目510番地2

適用条文

ア 松本市文化財保護条例 第6条

イ 松本市文化財保護条例施行規則 第4条第1項（別表第3登録基準）

2 諮問調書

別紙のとおり

松本市登録文化財諮問物件調書

- 1 名 称 ショウハクドウ
松 柏 堂
- 2 所 在 地 松本市中央2丁目510番地2
- 3 所 有 者 株式会社 松柏堂
- 4 物件の概要
- 員 数 1 棟
- 年 代 昭和15年
- 構造・形式等 木造3階建 切妻造 棧瓦葺 建築面積 90.76 m²
- 内 容

本物件は、松本城下町の生安寺小路、現在の高砂通りに面しており、正面には榛ノ木川（ハンノキガワ）が流れている。西隣が本町との町境となる飯田町に位置する。

木造3階建て、切妻造棧瓦葺、南側に入口を設けて外壁は白漆喰仕上げ、屋根は南北方向に流れる大屋根で、倉庫のための広い空間が確保されている。また、道から大きくセットバックした建物配置で、古写真からは荷捌き場としての利用が伺える。平入の大屋根が特徴的な土蔵造りの倉庫である。

現在1階が店舗、2階と3階は倉庫となっているが、現在は使用していない。2階部分に掛かる梁に「大工棟梁 浅香尚義」「紀元二千六百年四月二十八日 小平祐蔵 建立」の墨書が残る。3階は小屋裏収納となっていて、当初から1、2階ともに間仕切りのない広い空間であった。

本物件の道を挟んだ南側に金物商小沢屋（明治6年創業）店舗があり、その倉庫として建てられた。その後、昭和43年に松柏堂が買い取り、店舗一部住居に増築改修。平成18年に増築部を撤去し当初の外壁、屋根を補修。令和2年まで松柏堂の店舗として用いられた。今後、貸店舗やギャラリーなどとしての用途を模索している。

松柏堂は明治初期に和菓子屋として創業し、当時市内にあった「松本七堂」のうちの一軒であった。戦争で砂糖の入手が難しくなり、催事用品店に商売替え。菓子店舗の頃の木型などは博物館に寄贈。松柏堂会長の早田覺彌（カクヤ）氏は、中央東高砂通り周辺地区まちづくり推進協議会会長を務め、歴史的景観を残すために活動した。

通常望見できる範囲

南面、東面、西面は望見することができる。

松本市近代遺産

平成28年8月2日登録（登録番号：28-65）

5 登録理由及び根拠

登録基準

1 歴史的景観に寄与しているもの

登録理由

本物件は、建築年が昭和15年の比較的新しい倉庫であるが、南北に流れる大屋根に特徴がある3階建ての土蔵造りの建造物である。近年では松柏堂店舗兼倉庫として用いられ、一部改修されているものの、まちなみの歴史的景観の形成に寄与している。

6 その他参考となる資料

『近代松本地図集成』

平成27年度 松本近代遺産調査業務委託成果品



松柏堂
位置図



松柏堂
南西から



松柏堂
南東から

議案第 9 号

史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会設置要綱の廃止について

1 趣旨

史跡小笠原氏城跡保存活用計画の策定に伴い、史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会設置要綱（令和2年6月26日教育委員会告示第30号）を廃止するものです。

2 経過

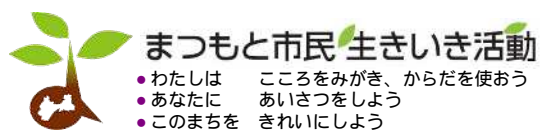
- 2 . 6 . 2 6 本委員会設置要綱を施行
8 . 2 8 第1回委員会を開催（令和4年2月14日まで計5回開催）
4 . 2 . 2 4 教育委員会において史跡小笠原氏城跡保存活用計画を策定

3 設置要綱

裏面のとおり

4 施行期日

令和4年5月2日



担当 文化財課

課長 竹原 学

電話 34 - 3292

史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会設置要綱

令和2年6月26日
教育委員会告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、史跡小笠原氏城跡を、将来にわたって適切に保存活用し、後世に継承していくための計画（以下「保存活用計画」という。）を策定するため、史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保存活用計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 地域関係者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存活用計画が策定される日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年6月26日から施行する。

報告第 1 号

令和3年度子どもの権利相談室「こころの鈴」の実績について

1 趣旨

子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済及び回復を図るため、子どもの権利に関する条例施行規則第12条の規定に基づき設置している、子どもの権利相談室「こころの鈴」の相談状況等について報告するものです。

2 経過

25. 4 松本市子どもの権利に関する条例施行
7 子どもの権利相談室「こころの鈴」開設
12 市内小中学校及び高校へのこころの鈴通信の配布を開始
27. 4 相談室に室長を配置、土曜日の相談日を増設
相談室カードにより、市内小中学校及び高校への訪問PRを開始
28. 8 市内児童館・児童センターでの出前学習会を開始
29. 4 子どもの権利擁護委員(教育分野)を1名増員
元. 6 学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査結果報告書作成

3 相談室の概要

相談日 月曜日から木曜日及び土曜日 13時から18時まで
金曜日 13時から20時まで
相談方法 電話、メール、面談等(必要に応じ、出張相談も実施)
職員体制 子どもの権利擁護委員 3名(弁護士、大学教授、元小中学校長)
子どもの権利相談室 相談室長 1名
子どもの権利相談室 調査相談員 3名

4 相談件数等

相談件数等

(単位:件)

	相談件数		相談者数(延べ:人)				相談方法(延べ:件)				
	実数	延べ	子ども	大人	不明	計	電話	メール	面談	手紙	計
元年度	176	473	297	223	5	525	307	61	104	1	473
2年度	205	408	246	167	27	440	256	48	104	0	408
3年度	155	327	190	175	5	370	172	92	63	0	327

相談件数と相談者数の差は、1件の相談に複数で訪れることなどがあるためです。

相談内容(延べ)

(単位:件)

	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員の対応	学校の対応	家族関係	子育て	虐待	その他	計
元年度	5	36	77	108	58	11	47	11	6	114	473
2年度	6	31	88	68	67	2	42	19	3	82	408
3年度	16	31	78	41	59	10	32	13	6	41	327

5 普及・啓発活動

	学校訪問	児童館・児童センター 出前学習会	こころの鈴 通信配付
元年度	中学校 21 校、特別支援学校 4 校、私立学校 2 校	児童館・児童センター12 館 (30 件 35 人) 出前学習会 4 件	4 回
2 年度	高等学校・中等教育学校 13 校	児童センター・放課後児童ク ラブ 10 館 14 回 (81 件 87 人) 出前学習会 0 件	4 回
3 年度	小学校 29 校、私立学校 1 校	児童センター 1 館 (12 件 12 人) 学習講座 1 回、普及活動 1 回	4 回

6 今後の進め方

引き続き、子どもの心に寄り添った相談対応に努めるとともに、市内小・中学校及び高校、児童館・児童センター等への普及・啓発活動を行いながら、教育委員会と連携して子どもの権利擁護に取り組みます。

担当	こども育成課
課長	前澤 典子
電話	3 4 - 3 2 9 1



子どもたちに笑顔を、子どもたちから笑顔を、そして子どもたちと笑顔に

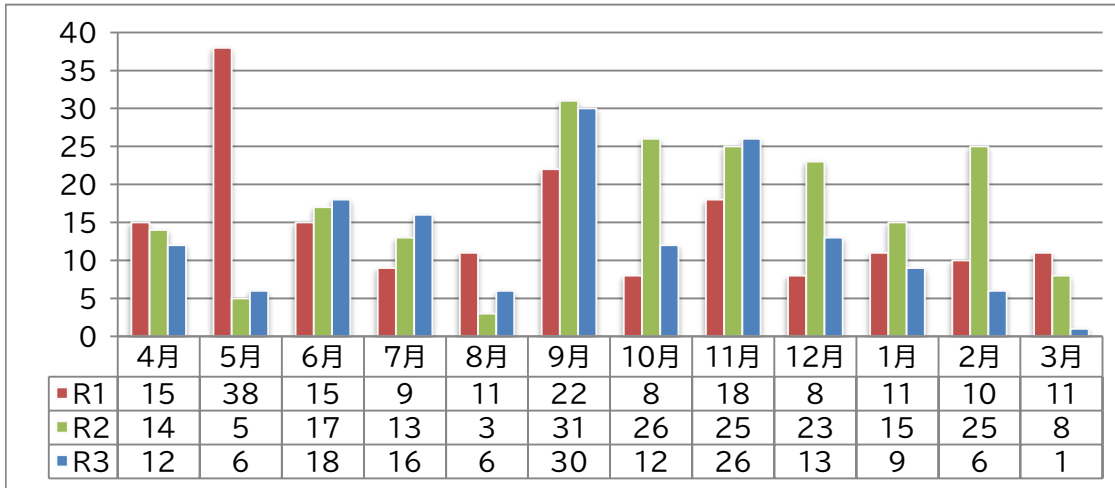
令和元年度・令和2年度・令和3年度 相談状況

(令和4年3月31日 現在)

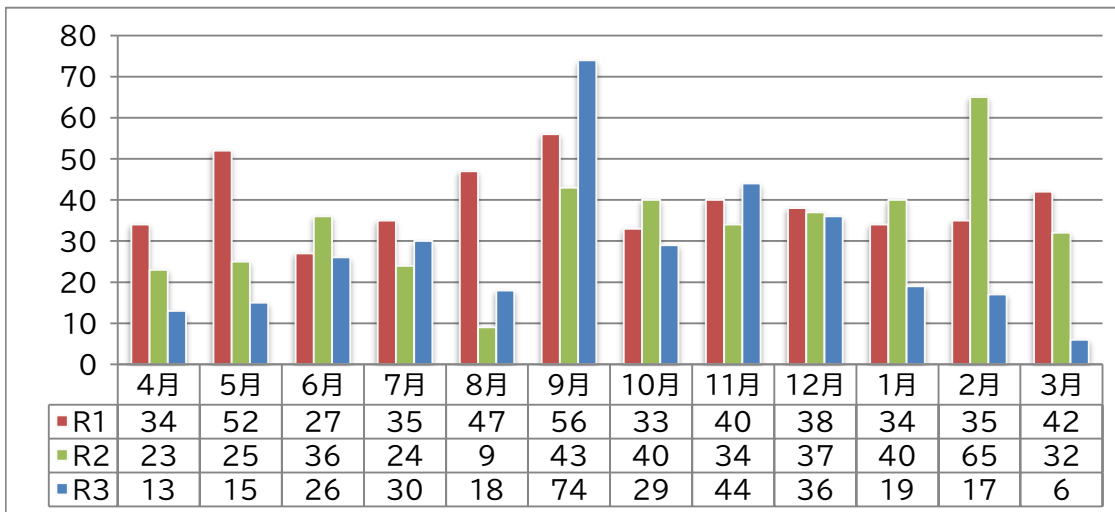
●相談件数

年度	実数	延べ
令和元年度	176	473
令和2年度	205	408
令和3年度	155	327

●月別相談件数(実数)

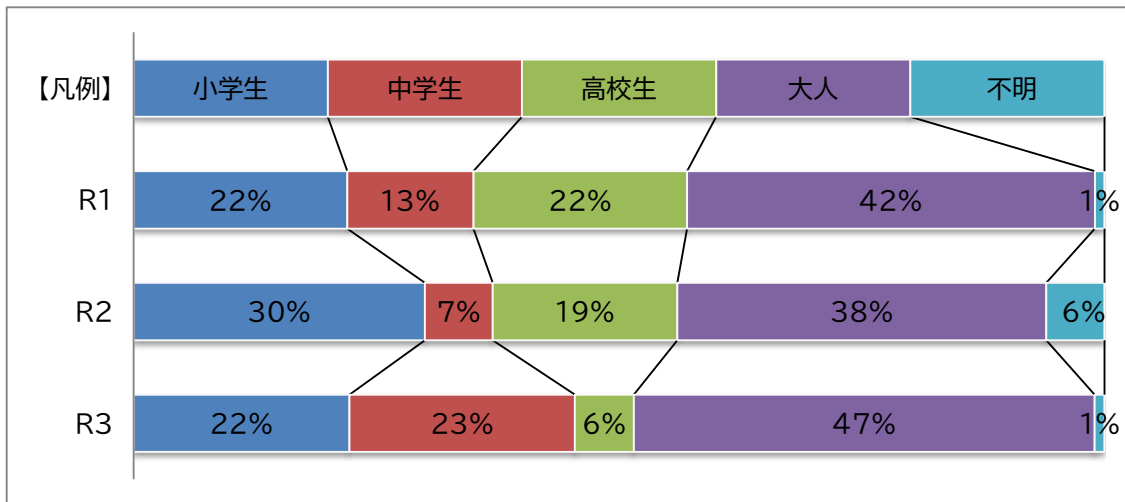


●月別相談件数(延べ)



●相談者数(延べ)

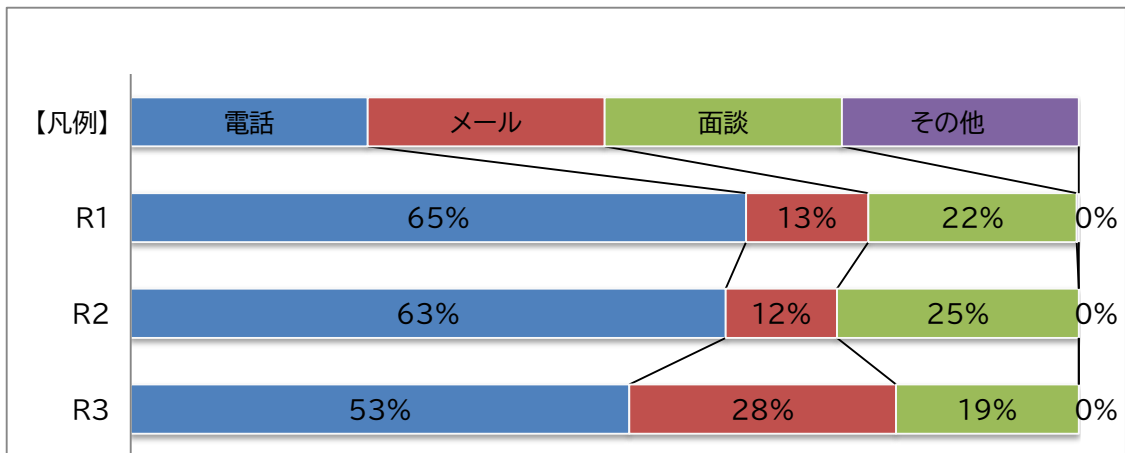
年度	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
R1	117	67	113	223	5	525
R2	132	29	85	167	27	440
R3	81	85	24	175	5	370



●相談方法(延べ)

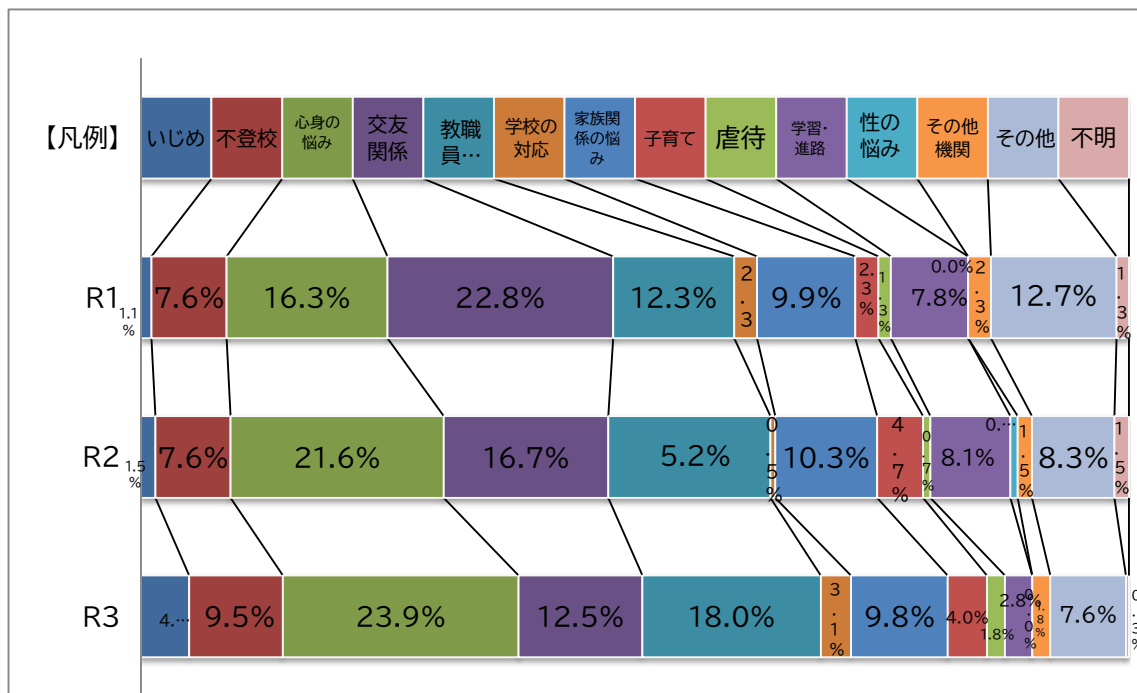
年度	電話	メール	面談	その他	計
R1	307	61	104	1	473
R2	256	48	104	0	408
R3	172	92	63	0	327

※令和元年度「その他1件」は匿名での手紙相談



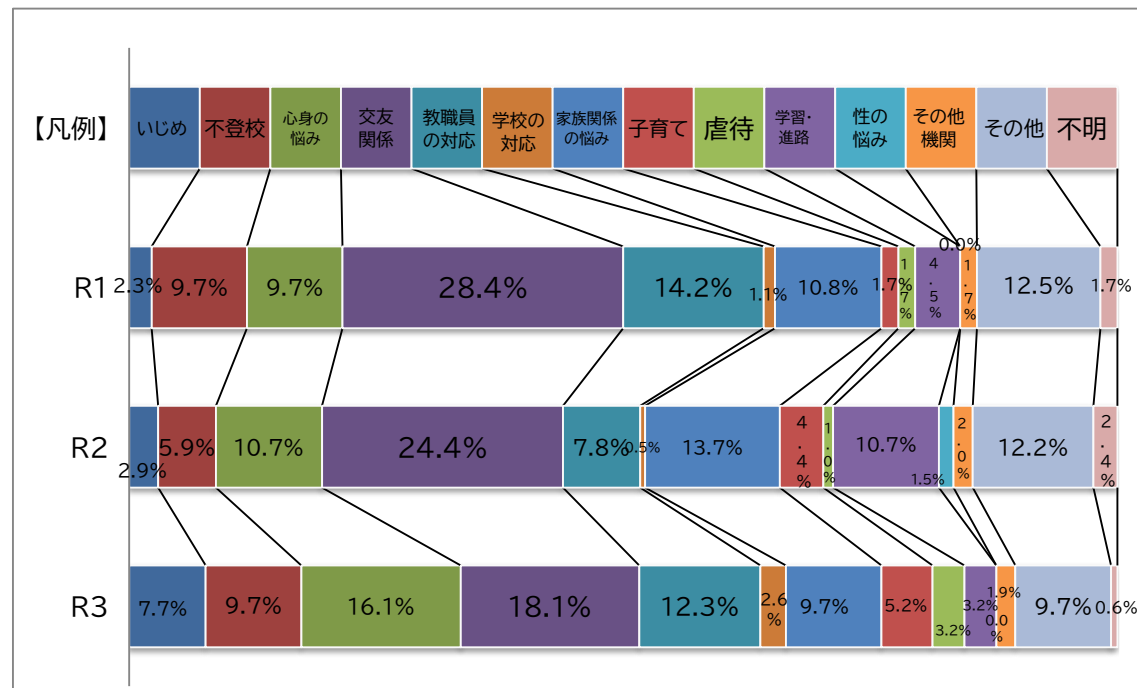
●相談内容(延べ)

年度	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員の対応	学校の対応	家族関係の悩み	子育て	虐待	学習・進路	性の悩み	その他機関	その他	不明	計
R1	5	36	77	108	58	11	47	11	6	37	0	11	60	6	473
R2	6	31	88	68	67	2	42	19	3	33	3	6	34	6	408
R3	16	31	78	41	59	10	32	13	6	9	0	6	25	1	327



●相談内容(実数)

年度	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員の対応	学校の対応	家族関係の悩み	子育て	虐待	学習・進路	性の悩み	その他機関	その他	不明	計
R1	4	17	17	50	25	2	19	3	3	8	0	3	22	3	176
R2	6	12	22	50	16	1	28	9	2	22	3	4	25	5	205
R3	12	15	25	28	19	4	15	8	5	5	0	3	15	1	155



報告第 2 号

松本市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(以下「点検及び評価」という。)を行うに当たり、松本市教育委員会事務点検評価委員会設置要綱第3条の規定により、松本市教育委員会事務点検評価委員を委嘱することについて報告するものです。

2 委員名簿

区分	氏名	備考
学識経験者	荒井 英治郎	松本市教育顧問 信州大学教職支援センター准教授 第3次松本市教育振興基本計画策定委員長
学校教育関係者	杉村 修一	長野県高等学校長会 事務局長 前松本県ヶ丘高等学校長 前松本市社会教育委員
社会教育関係者	伊東 直登	松本大学松商短期大学部教授 松本市図書館協議会長 第3次松本市教育振興基本計画策定委員

3 任期 委嘱の日から2年間

4 根拠法令(抜粋)

松本市教育委員会事務点検評価委員会設置要綱

(組織)

第3条 点検評価委員会は、委員3人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

学識経験者

学校教育関係者

社会教育関係者

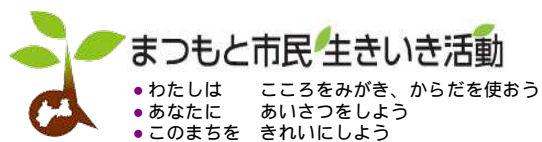
その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

教育政策課
課長 臼井 美保
電話 33 - 3980



「学都松本」

一人ひとりが、あたりまえのことをこつこつと続けて、かけがえのないいのち、生きいきとかがやくように

報告第 3 号

令和4年度の学級編制等について

1 趣旨

市立小中学校の今年度の学級編制の内容等について報告するものです。

2 学級編制について

市立学校の設置数は、小学校28校で分校2校(あさひ分校、美ヶ原分校)及び分室1室(松原分室)、中学校19校で分校3校(桐分校、あさひ分校、松原分校)となっています。

学級編制状況の詳細は別紙1のとおりです。

児童生徒数及び学級数

区 分		令和4年度	令和3年度	増 減
小学校	児童数(人)	11,690	11,950	260
	学級数(クラス)	517	526	9
中学校	生徒数(人)	5,862	5,870	8
	学級数(クラス)	256	255	1

国基準と県基準との比較

ア 国基準

「公立義務諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」

第3条第2項により、小中学校ともに1学級40人、小学1年生から3年生は35人と定められています。

イ 県基準

県は独自に国を上回る基準を定めており、平成18年度から小学6年生までを35人、平成25年度から中学3年生まで拡大し、全ての学年を1学級35人としています。

ウ 比較

国基準で学級編制をした場合と比べると、小学校では21学級、中学校では27学級多い状態となっています。

学級数の国基準と県基準の比較の詳細は別紙2、3のとおりです。

(単位：学級数)

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
小学校				3	7	11	21
中学校	8	9	10				27

担当

学校教育課 課長 塚田 雅宏
 学校支援室 室長 坂口 俊樹
 電話 33 - 4397

4月6日現在 別紙1

		学校名	3. 4. 6 現在		4. 4. 6 現在		増		減		1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		通常学級 計		知的障害		情緒障害		病 虚 弱		難 聴 他		特別支援計			
			学	児	学	児	学	児	学	児	学	児	学	児	学	児	学	児	学	児	学	児	学	児	学	児	学	児	学	児	学	児	学	児		
			級	童	級	童	級	童	級	童	級	童	級	童	級	童	級	童	級	童	級	童	級	童	級	童	級	童	級	童	級	童	級	童	級	童
			数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数
		総 計	526	11,950	517	11,690	-9	-260	63	1,753	64	1,798	65	1,804	65	1,833	70	1,899	68	1,847	395	10,934	42	224	78	524	1	7	1	1	122	756				
小 学 校	1	開智	22	594	22	581	0	-13	3	98	3	90	3	94	3	91	3	94	3	87	18	554	1	5	3	22	0	0	0	0	4	27				
	2	源池	14	250	13	236	-1	-14	1	32	1	30	2	43	2	40	2	38	1	36	9	219	1	3	2	13	0	0	1	1	4	17				
	3	筑摩	15	355	15	363	0	8	2	62	2	61	2	61	2	50	2	51	2	58	12	343	1	6	2	14	0	0	0	0	3	20				
	4	旭町	19	381	18	356	-1	-25	2	47	2	50	2	50	2	53	2	56	2	56	12	312	2	14	3	23	1	7	0	0	6	44				
	5	田川	16	276	16	272	0	-4	2	44	2	40	2	37	2	42	2	46	2	39	12	248	1	7	3	17	0	0	0	0	4	24				
	6	鎌田	34	909	34	906	0	-3	5	154	4	134	5	144	4	133	5	148	5	152	28	865	2	12	4	29	0	0	0	0	6	41				
	7	清水	24	582	24	595	0	13	3	98	3	96	3	85	3	98	3	101	3	79	18	557	2	9	4	29	0	0	0	0	6	38				
	8	島内	29	782	30	775	1	-7	4	109	4	124	4	118	4	129	5	147	4	115	25	742	1	6	4	27	0	0	0	0	5	33				
	9	中山	8	101	8	98	0	-3	1	19	1	15	1	15	1	12	1	17	1	15	6	93	1	2	1	3	0	0	0	0	2	5				
	10	中島	16	320	15	301	-1	-19	1	31	2	48	2	43	2	53	2	51	2	56	11	282	1	1	3	18	0	0	0	0	4	19				
	11	芝沢	18	421	19	424	1	3	3	72	2	62	2	56	2	66	2	63	3	77	14	396	1	3	4	25	0	0	0	0	5	28				
	12	菅野	23	591	23	588	0	-3	3	88	3	89	3	96	3	90	3	91	3	104	18	558	2	10	3	20	0	0	0	0	5	30				
	13	芳川	31	756	32	786	1	30	4	137	4	106	5	143	4	109	4	122	4	124	25	741	3	17	4	28	0	0	0	0	7	45				
	14	寿田	28	693	27	678	-1	-15	3	97	4	111	3	100	3	100	4	114	4	114	21	636	2	16	4	26	0	0	0	0	6	42				
	15	岡田	26	369	17	364	1	-5	2	53	2	64	2	61	2	58	2	62	2	37	12	335	2	11	3	18	0	0	0	0	5	29				
		あさひ分校	2	10	2	9	0	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9	0	0	0	0	2	9			
	16	山辺	23	591	23	571	0	-20	3	75	3	95	3	98	3	94	3	80	3	93	18	535	1	8	4	28	0	0	0	0	5	36				
	17	今井	8	143	8	148	0	5	1	32	1	23	1	19	1	23	1	16	1	30	6	143	1	1	1	4	0	0	0	0	2	5				
	18	開明	27	617	27	592	0	-25	3	96	3	88	3	86	3	84	4	106	3	76	19	536	4	25	4	31	0	0	0	0	8	56				
	19	明善	19	418	18	401	-1	-17	2	55	2	57	2	65	2	57	2	59	3	72	13	365	2	16	3	20	0	0	0	0	5	36				
	20	本郷	16	346	16	341	0	-5	2	50	2	59	2	48	2	62	2	56	2	42	12	317	1	5	3	19	0	0	0	0	4	24				
	21	二子	14	236	13	226	-1	-10	1	25	1	29	1	32	2	36	2	40	2	40	9	202	2	9	2	15	0	0	0	0	4	24				
	22	並柳	15	337	15	313	0	-24	2	43	2	49	2	42	2	63	2	49	2	52	12	298	1	2	2	13	0	0	0	0	3	15				
	23	四賀	8	130	8	124	0	-6	1	12	1	25	1	20	1	18	1	24	1	16	6	115	1	1	1	8	0	0	0	0	2	9				
	24	安曇	6	20	5	29	-1	-9	1	7	1	7	1	2	2	3	1	4	1	6	5	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	25	大野川	6	23	4	20	-2	-3	1	4	1	3	1	6	1	4	1	1	1	2	4	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	26	奈川	5	14	3	11	-2	-3	0	0	1	2	0	0	1	5	1	1	1	3	3	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
27	梓川	31	823	30	761	-1	-62	3	92	4	114	3	106	4	135	4	132	4	127	22	706	3	18	5	37	0	0	0	0	8	55					
28	波田	32	861	31	820	-1	-41	4	121	4	127	4	134	4	125	4	130	4	138	24	775	3	17	4	28	0	0	0	0	7	45					
	松原分室	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	小 計	33	862	32	821	-1	-41	4	121	4	127	4	134	4	125	4	130	5	139	25	776	3	17	4	28	0	0	0	0	7	45					
中 学 校		総 計	255	5,870	256	5,862	1	-8	63	1,787	63	1,840	68	1,885						194	5,512	24	132	34	214	2	2	2	2	62	350					
	1	清田	17	365	18	349	1	-16	4	106	4	111	4	112						12	329	1	7	2	10	1	1	2	2	6	20					
	2	鎌田	18	462	19	481	1	19	5	164	4	126	5	159						14	449	2	9	3	23	0	0	0	0	5	32					
	3	丸ノ内	11	226	12	251	1	25	3	80	3	73	3	80						9	233	1	4	2	14	0	0	0	0	3	18					
	4	旭町	15	328	14	321	-1	-7	3	95	3	102	4	109						10	306	1	5	2	9	1	1	0	0	4	15					
		桐 分校	1	4	1	6	0	2	0	0	0	0	1	6						1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	5	松島	15	355	16	397	1	42	5	145	4	114	4	121						13	380	1	7	2	10	0	0	0	0	3	17					
	6	高網	14	354	13	327	-1	-27	3	80	4	118	4	116						11	314	1	6	1	7	0	0	0	0	2	13					
	7	菅野	19	470	18	445	-1	-25	4	126	5	157	4	130						13	413	2	13	3	19	0	0	0	0	5	32					
	8	筑摩野	26	711	25	699	-1	-12	6	205	7	219	7	241						20	665	2	15	3	19	0	0	0	0	5	34					
	9	山 辺	12	340	13	334	1	-6	3	91	3	106	4	117						10	314	1	4	2	16	0	0	0	0	3	20					
	10	開成	15	368	16	375	1	7	4	112	4	134	4	106						12	352	2	10	2	13	0	0	0	0	4	23					
	11	女鳥羽	14	326	14	330	0	4	4	109	3	92	4	108						11	309	1	8	2	13	0	0	0	0	3	21					
		あさひ分校	2	10	2	11	0	1	0	0	0	0	0	0						0	0	0	0	2	11	0	0	0	0	2	11					
	12	明 善	10	222	11	221	1	-1	2	48	3	79	3	77						8	204	1	4	2	13	0	0	0	0	3	17					
	13	信 明	13	328	14	326	1	-2	3	98	4	107	3	98						10	303	3	17	1	6	0	0	0	0	4	23					
	14	会 田	5	61	5	55	0	-6	1	19	1	14	1	18						3	51	1	1	1	3	0	0	0	0	2	4					
	15	安 曇	3	16	3	15	0	-1	1	3	1	6	1	6						3	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	16	大野川	3	6	2	9	-1	3	1	5	3	3	1	1						2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	17	奈 川	3	7	2	10	-1	3	1	3	3	4	1	3						2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
18	梓 川	19	468	19	461	0	-7	5	153	5	145	5	141						15	439	2	10	2	12	0	0	0	0	4	22						
19	波 田	17	437	17	432	0	-5	5	145	4	127	4	132						13	404	2	12	2	16	0	0	0	0	4	28						
	松原分校	3	6	2	7	-1	1	0	0	1	3	1	4						2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	小 計	20	443	19	439	-1	-4	5	145	5	130	5	136			</																				

小学校35人学級編制した場合の学級数の国基準と県基準の比較

R4.4.1より、3年まで国基準35人学級編制

(4.4.6現在)

別紙 2

	1 年		2 年		3 年		4 年			5 年			6 年			影響数 6学年計 (4年度)
	児童数	35人 学級 編制	児童数	35人 学級 編制	児童数	35人 学級 編制	児童数	35人 学級 編制	標準 40人 編制	児童数	35人 学級 編制	標準 40人 編制	児童数	35人 学級 編制	標準 40人 編制	
松本市合計	1,753	63	1,798	64	1,804	65	1,833	65	62	1,899	70	63	1,847	68	57	21
増加学級数								3			7			11		
旧松本市計	1,517	53	1,520	53	1,536	55	1,543	54	51	1,607	58	51	1,554	57	47	20
増加学級数								3			7			10		
開 智	98	3	90	3	94	3	91	3	3	94	3	3	87	3	3	0
源 池	32	1	30	1	43	2	40	2	1	38	2	1	36	1	1	2
筑 摩	62	2	61	2	61	2	50	2	2	51	2	2	58	2	2	0
旭 町	47	2	50	2	50	2	53	2	2	56	2	2	56	2	2	0
田 川	44	2	40	2	37	2	42	2	2	46	2	2	39	2	1	1
鎌 田	154	5	134	4	144	5	133	4	4	148	5	4	152	5	4	2
清 水	98	3	96	3	85	3	98	3	3	101	3	3	79	3	2	1
島 内	109	4	124	4	118	4	129	4	4	147	5	4	115	4	3	2
中 山	19	1	15	1	15	1	12	1	1	17	1	1	15	1	1	0
島 立	31	1	48	2	43	2	53	2	2	51	2	2	56	2	2	0
芝 沢	72	3	62	2	56	2	66	2	2	63	2	2	77	3	2	1
萱 野	88	3	89	3	96	3	90	3	3	91	3	3	104	3	3	0
芳 川	137	4	106	4	143	5	109	4	3	122	4	4	124	4	4	1
寿	97	3	111	4	100	3	100	3	3	114	4	3	114	4	3	2
岡 田	53	2	64	2	61	2	58	2	2	62	2	2	37	2	1	1
山 辺	75	3	95	3	98	3	94	3	3	80	3	2	93	3	3	1
今 井	32	1	23	1	19	1	23	1	1	16	1	1	30	1	1	0
開 明	96	3	88	3	86	3	84	3	3	106	4	3	76	3	2	2
明 善	55	2	57	2	65	2	57	2	2	59	2	2	72	3	2	1
本 郷	50	2	59	2	48	2	62	2	2	56	2	2	42	2	2	0
二 子	25	1	29	1	32	1	36	2	1	40	2	1	40	2	1	3
並 柳	43	2	49	2	42	2	63	2	2	49	2	2	52	2	2	0
旧 4 村 計	115	6	151	7	134	6	165	7	7	162	8	8	154	6	6	0
増加学級数								0			0			0		
四 賀	12	1	25	1	20	1	18	1	1	24	1	1	16	1	1	0
安 曇	7	1	7	1	2	1	3			4	1	1	6	1	1	0
大野川	4	1	3		6	1	4	1	1	1	1	1	2			0
小 計	11	2	10	1	8	2	7	1	1	5	2	2	8	1	1	0
奈 川	0		2	1	0		5	1	1	1	1	1	3			0
梓 川	92	3	114	4	106	3	135	4	4	132	4	4	127	4	4	0
波 田 計	121	4	127	4	134	4	125	4	4	130	4	4	139	5	4	1
増加学級数								0			0			1		
波 田	121	4	127	4	134	4	125	4	4	130	4	4	138	4	4	0
松 原													1	1		

報告第 4 号

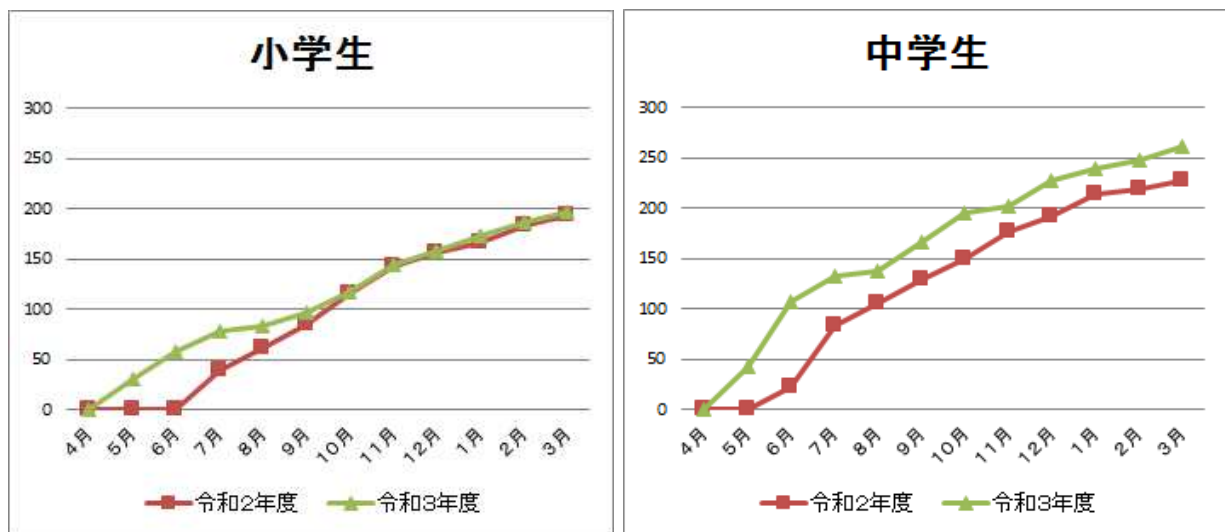
不登校児童生徒の状況について

1 趣旨

市内全小中学校で毎月実施している「不登校等長期欠席児童生徒に関わる実態調査」について、令和3年度の不登校児童生徒の状況について報告するとともに、不登校支援アドバイザーの活動や中間教室の状況について併せて報告するものです。

2 児童生徒の欠席状況

累計 30 日以上欠席している児童生徒の状況（人）



校種	年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	令和3年度	月半数以上欠席数	116	122	144	134	150	147	160	173	177	187	177	168
		(内月全欠児童数)	38	48	50	64	81	52	60	66	72	81	81	66
		累計30日以上欠席数（不登校）	0	31	58	78	83	97	118	144	158	173	187	197
	令和2年度	月半数以上欠席数	(86)	(99)	109	115	130	125	147	168	160	166	170	163
		(内月全欠児童数)	(59)	(55)	38	49	68	58	48	70	80	83	73	62
		累計30日以上欠席数（不登校）	0	0	0	40	61	85	116	143	157	167	184	193
中学校	令和3年度	月半数以上欠席数	137	167	182	188	198	209	225	229	238	245	247	222
		(内月全欠生徒数)	40	49	55	65	95	62	55	74	52	84	92	57
		累計30日以上欠席数（不登校）	0	43	107	132	138	167	195	202	228	239	248	261
	令和2年度	月半数以上欠席数	(86)	(123)	134	142	155	160	172	179	185	209	212	196
		(内月全欠児童数)	(63)	(72)	48	53	65	50	55	75	59	77	72	53
		累計30日以上欠席数（不登校）	0	0	23	84	105	129	150	177	192	214	219	227

令和2年度4月の登校日数は3日、5月の分散登校日数は6日と、例年と登校日数が大きく異なるため、（ ）内に数値を掲載しています。

3 令和3年度学校支援センター不登校支援アドバイザーの学校訪問支援の状況（年度間）
学校訪問回数（回）

	小学校	中学校	計
令和3年度	96	86	182
令和2年度	108	83	191

訪問形態（回）

	面談	児童生徒観察 （授業参観）	支援会議 あるぶ連絡会	家庭訪問	中間教室等 訪問	ほっとスペース （松原）運営
令和3年度	246	426	68	16	24	24
令和2年度	234	420	67	23	20	

面談相手（回）

	校長	教頭	生徒指導不登 校支援等担当	児童生徒	保護者	養護教諭	学級担任
令和3年度	160	285	131	32	71	57	47
令和2年度	165	307	142	46	101	78	99

4 中間教室の状況

通室児童生徒の状況

ア 中間教室通室児童生徒数の過去10年間の推移（人） 復帰には一部復帰も含む

年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
児童	13	12	7	12	11	6	17	21	33	45
生徒	48	43	48	46	39	47	53	37	29	40
全体	61	55	55	58	50	53	70	58	62	85
復帰	29	38	33	26	18	23	38	19	45	24

イ 在籍児童生徒数（人） 入室届の提出なく利用がある場合も含む

	山辺中間教室		鎌田中間教室		あかり教室		計	
	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度
児童数	25	33	2	1	6	11	33	45
生徒数	9	14	14	17	6	9	29	40
計	34	47	16	18	12	20	62	85

保護者や学校との連絡相談の現状（回）

	山辺中間教室	鎌田中間教室	あかり教室	計
面接相談	235	471	674	1380
家庭訪問	0	0	18	18
学校訪問	17	11	9	37
電話相談	465	307	322	1094
関係諸機関連絡等	20	170	276	466

5 傾向

年度間における月半数以上欠席した児童生徒数と全欠児童生徒数には、不登校以外に、病気欠席や民間施設への登校などの理由による欠席も含まれています。小中学校ともに、3月末において月半数以上欠席している児童生徒数は、年度当初の4月の児童生徒数と比較し、小学校では1.4倍、中学校では1.6倍と増加しています。

3月末において、不登校で累計30日以上欠席した児童生徒数は、小学校では前年度比4名増の197名、中学校では前年度比34名増の261名でした。

昨年度における中間教室の入室状況は、小学生は前年度比12名増の45名、中学生は11名増の40名で、計23名増の85名でした。このうち、学校への復帰数（一部復帰も含む）は、前年度比21名減の24名でした。年度ごとに在籍数に変動はあるものの、平成24年度から令和3年度にかけて、平均60.7名（範囲50-85）の児童生徒が中間教室を利用し、社会的な自立に向けて努力しています。

6 今後の対応

不登校支援アドバイザーと指導主事による学校訪問での学校長、教頭、支援に携わる教職員との面談や、自立支援教員研修会、中間教室連絡会から、不登校児童生徒の状況について情報を共有し、今後の方向について検討し、助言してきました。今後も中間教室や、こども部で連携している「はぐルッポ」への通室に関わる働きかけとともに、県スクールカウンセラーの活用、SSWによる訪問支援、医療機関との連携を図った「元気Up教育相談」の活用等、子どもの様々な状況に応じた迅速な対応に努めていきます。

不登校支援アドバイザーが「はぐルッポ」、「フリースペース十色」を訪問し、学校外で活動している不登校の子どもたちとの交流を図ったり、その子どもの背景を知ったりする機会を積極的に持つよう努めることで、より具体的な助言や支援の手掛かりに役立てていきます。

市の南部に中間教室がない現状と、同地域の不登校児童生徒には、一人親家庭で送迎の難しい家庭が複数見られることから、学校教育課学校支援室では、昨年度から「居場所支援」の試みをはじめました。具体的には、松原地区公民館を活用した「ほっとスペース」を定期的開設し、子どもたちの社会的な自立に向けたきっかけづくりの場として位置づき始めています。今後さらに持続可能な支援となるよう、体制整備に努めていきます。

中間教室に入室している児童生徒や不登校傾向の児童生徒に向けて、松本山雅FCの協力を得て開催している「元気Upサッカー教室」をPRし参加を促していきます。

家庭環境の対応も含めて、他課との連携を引き続き行いながら不登校支援にあたっていきます。特に、あるぷキッズ支援室所属の「サポートコーディネーター」と連携し、家居の過年度生宅の訪問や、家に引きこもりがちで中間教室に通室することが難しい中学生とその保護者に、卒業後も家居が長引くことがないよう継続して働きかけていきます。また、障がい者総合支援センター「新保人間塾」の「発達障がいサポートマネージャー」とも連携し、居場所支援として「ほっとスペース」の活用を進めて

いきます。さらに、発達障害（疑い）の児童生徒については、特別支援学校の相談員やあるぷキッズ支援室のスタッフと保護者をつなげ、子どもへの接し方を保護者に学んでいただく（ペアレントトレーニング）等、児童生徒の状況に合った支援機関への働きかけをしていきます。

昨年度は、不登校・不登校傾向の児童生徒に対して、Z o o m等を用いて面談の機会を確保している事例が増えています。より多くの学校で積極的に活用されるよう、その良さを広めていきます。

早期の対応では、小学校の不登校対策として、自立支援教員の研修会、特別支援教育支援員等を含めた市費教員研修会を行うことにより、様々な児童生徒への対応や取り組みについて学ぶとともに、悩みや今後の見通しについて共有し、個々のスキルアップを図っていきます。

今年度から、市内全小学校（山間地校を除く）において、S S Wと指導主事による「スクリーニング会議」を実施します。関係者同士の情報共有の機会を設定することで、早期に支援を必要とする子どもや家庭を把握し、適切な支援を開始できるよう、本事業の定着を目指します。

不登校児童生徒を支援する民間施設及び、I C T等を活用した学習活動を行う民間業者についてのガイドラインに沿って、不登校児童生徒の学校出席の扱いや学習状況の評価が適切に行われるよう、ガイドラインを周知し、学校や児童生徒・保護者を支援していきます。

不登校児童生徒が、大人数の学級に登校して学習をすることには、心理的な障壁が高く、校内の相談室（校内中間教室）において、このような児童生徒が安心して生活を送りながら学習に励むことができる環境を整えてきている学校もあります。

具体的には、遊びを介してコミュニケーションをとる、学習への動機に応じて希望に沿った学習をする、少人数で構成される特別支援学級での授業に体験参加するなどの支援を行っている学校や、原学級で行われている授業をオンラインで配信し、リアルタイムで学習することで、学級とつながりたい、学びたいという意欲を支援する学校もあります。

今後は、このような好事例を市内小中学校に周知し、共有することで、児童生徒が安心して学校生活を送ることのできる環境を整えていきます。

【担当】

学校教育課 課長 塚田 雅宏
学校支援室 室長 坂口 俊樹
電話 33 - 4397



まつもと市民生きいき活動

●わたしは こころをみがき、からだを使おう
●あなたに あいさつをしよう
●このまちを きれいにしよう

一人ひとりが、あたりまえのことをこつこつと続けて、かけがえのないいのち生きいきとかがやくように…

教育委員会資料
4 . 4 . 2 8
学校教育課

報告第 5 号

令和3年度下半期のいじめ・体罰等の実態調査の結果について

1 趣旨

2カ月に一度、市内全小中学校で実施している、いじめ・体罰等の実態調査について、令和3年度下半期（10月～3月）及び令和3年度総数の集計結果を報告するものです。

2 調査方法

児童生徒一人ひとりへのアンケートや聞き取りによる。

3 調査結果の概要

いじめ・体罰等を認知した学校・認知件数

上段は令和3年度下半期、下段は令和3年度上半期（4月～9月）を括弧内に記しました。

区分	学校総数 (単位:校)	認知した 学校数 (単位:校)	認知してい ない学校数 (単位:校)	認知件数 (単位:件)	1校当たり (単位:件)
小学校	29	58	29	194	6.7
		(29)	(0)	(395)	(13.6)
中学校	21	36	27	66	3.1
		(20)	(2)	(137)	(6.5)
計	50	94	56	260	5.2
		(49)	(2)	(532)	(10.6)

いじめ・体罰等の事案区分（令和3年度下半期）

区分	いじめ	体罰等	計
小学校	194	0	194
中学校	66	0	66
計	260	0	260

いじめの現在の状況（令和3年度総数）

区分	解消している (日常的に観察継続中)	解消に向けて 取組中	その他（転居等）	計
小学校	380	203	6	589
中学校	129	74	0	203
計	509	277	6	792

いじめの認知件数の学年別・男女別内訳（令和3年度総数）

区 分		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学校	男子	40	53	81	57	83	56	370
	女子	14	14	54	46	48	43	219
	小計	54	67	135	103	131	99	589
区 分		1年生	2年生	3年生				計
学校	男子	71	38	24				133
	女子	26	32	12				70
	小計	97	70	36				203

いじめの分類（令和３年度総数） 複数選択可の項目です。

区 分	小学校	中学校	計
冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われる。	3 5 0	1 5 1	5 0 1
仲間はずれ、集団による無視をされる。	6 4	2 5	8 9
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	1 5 8	4 0	1 9 8
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	3 6	5	4 1
金品をたかられる。	1	2	3
物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	5 2	5	5 7
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	3 1	6	3 7
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	5	6	1 1
その他	5 0	1 2	6 2
計	7 4 7	2 5 2	9 9 9

4 いじめ・体罰等の傾向

- (1) 体罰等に関する事案報告はありませんでした。
- (2) いじめの現在の状況にある「その他」は、転居等によるものでした。
- (3) 令和３年度に発生したいじめ事案７９２件に対して、５０９件が解消され、解消率は６４％でした。
- (4) 学年別のいじめの認知件数において、小学校では、１・２年生は他学年と比較して少なく、３年生以上は約１００件以上でした。中学校では、学年経過に応じて、いじめの認知件数は減少傾向でした。
- (5) いじめの分類では、「冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われる」が最も多く、全体の約半数を占めています。「金品をたかられる」では、金銭を要求する言動がみられるという報告がされています。「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」では了解の得られていない自身のデータを他者に送信されたり、暴言を書き込まれたりするという報告がされています。「その他」では、悪口などのメモが置かれるなど、加害者の特定できない事案が報告されています。

5 今後の対応

いじめはどの児童生徒にも、どの学校においても起こり得る行為であることを認識し、今後もいじめられた児童生徒の立場に立ったいじめの認知を積極的に行うよう、各学校に働きかけていきます。具体的には、校長会、教頭会、各学校の生徒指導担当教員が参集する会議などを利用して、令和３年度いじめ・体罰等の上記実態を周知します。また、いじめの定期的なアンケートを工夫して進めることで、いじめの初期段階でいじめを認知し、早期に対応できるよう各学校へ周知していきます。さらに、各学校においては、たとえば学級担任が一人で抱え込むことがないよう、チームとしていじめに対応する体制を改めて確認し、適切にその体制を運用するよう働きかけていきます。

【担当】

学校教育課 課長 塚田 雅宏
 学校支援室 室長 坂口 俊樹
 電話 ３３－４３９７



まつもと市民生きいき活動

- わたしは こころをみがき、からだを使おう
- あなたに あいさつをしよう
- このまちを きれいにしよう

教育委員会資料
4 . 4 . 2 8
学 校 給 食 課

報告第 6 号

学校給食費の減額対応の変更について

1 趣旨

松本市学校給食実施規則第10条第1号に定める、学校給食費の減額対応において、これまでの運用方法を変更することについて報告するものです。

2 松本市学校給食実施規則（抜粋）

（給食費の減額等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、あらかじめ児童等の保護者から松本市学校給食停止・解除届（様式第2号）の提出があった場合は、給食費を減額することができる。

（1） 病気、事故その他の理由により連続して6日（休日を除く。）を超える欠席をしたとき。

（2） 食物アレルギー疾患等の理由により、主食又は牛乳を除去した給食の提供を受けたとき。

（3） その他市長が必要と認めたとき。

3 変更内容

年度	減額対象		起算日	備考
令和2、3年度	主食	○	保護者から欠席(欠食)の連絡を受けた日の4日後から	食材の発注変更が、概ね4日後から可能なため
	副食	○		
	牛乳	○		
	（例外的措置） 学校休業の場合のみ	主食	臨時休業日から	
		副食		
		牛乳		
令和4年度から	主食	○	保護者から欠席(欠食)の連絡を受けた日から	
	副食	○		
	牛乳	○		

（参考）令和4年度西部及び東部学校給食センターの日額と内訳

小学校280円（主食費33円、副食費186円、牛乳費61円）

中学校330円（主食費41円、副食費228円、牛乳費61円）

4 今後の対応

各小中学校に周知します。

すべての保護者に通知文で周知します。



まつもと市民生きいき活動

- わたしは こころをみがき、からだを使おう
- あなたに あいさつをしよう
- このまちを きれいにしよう

担当	学校給食課
課長	三代澤 昌秀
電話	4 5 - 1 1 2 0

報告第 7 号

図書館資料特別整理期間の設定について

1 趣旨

毎年度、全図書館において実施している資料特別整理（蔵書点検）を行うため、松本市図書館条例第4条の規定に基づき、休館日を設定することについて報告するものです。

2 令和4年度特別整理期間

裏面のとおり

3 周知方法について

広報まつもと5月号情報チャンネルに掲載

松本市図書館ホームページに掲載

松本市図書館フェイスブックに掲載

各図書館にチラシ及びカレンダーを設置

4 その他

実施にあたっては、利用者への影響を最小限にとどめるよう図書館全体の連携を図りながら対応することとし、事前の周知についても上記により行うこととします。

担当	中央図書館
館長	小西 えみ
電話	32 - 0099



「学都松本」

令和4年度特別整理期間

図 書 館 名	特 別 整 理 期 間	日 数
波田図書館	5月 9日(月)～ 5月14日(土)	6日間
島内図書館 空港図書館	5月16日(月)～ 5月19日(木)	4日間
鎌田図書館 寿台図書館 本郷図書館	5月23日(月)～ 5月25日(水)	3日間
梓川図書館	5月30日(月)～ 6月 2日(木)	4日間
南部図書館	6月 7日(火)～ 6月11日(土)	5日間
中央図書館	6月13日(月)～ 6月24日(金)	12日間
中山文庫	6月27日(月)～ 7月 1日(金)	5日間

上記の期間は、松本市図書館条例第4条に規定する休館日（南部図書館は火曜日、南部を除く各館は月曜日）を含め、各図書館を休館するものです。

あがたの森図書館は、重要文化財旧松本高等学校本館耐震補強工事に伴う移転により、蔵書点検は4月4日(月)～4月6日(水)に実施済です。

教育委員会資料
4 . 4 . 2 8
文化財課

報告第 8 号

国宝松本城天守石垣調査の結果について

1 趣旨

国宝松本城天守（以下「天守」という。）の耐震補強内容検討に必要な基礎データを取得するために実施した天守石垣等に関する調査の結果について報告するものです。

2 経過

- H 2 6 . 5 ~ 天守の耐震診断（H 2 9 . 3 まで）
- 2 9 . 5 診断の結果、大地震動時（震度 6 強～ 7 ）では天守建造物のうち乾小天守が倒壊すること、その他は倒壊の可能性があることが判明
- 5 ~ 市及び国宝松本城ホームページに診断結果を掲載するとともに、松本城黒門及び天守入場口に告知板を設置。また、来城者等への安全対策として、乾小天守の入場制限及び天守への入場者制限のため、警備、避難誘導員の配置等を実施
- 9 ~ 国宝松本城天守耐震対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置し、耐震対策基本計画策定に着手
- R 2 . 1 1 ~ 石垣の耐震対策を検討するに当たり、松本城独自の石垣調査を実施するよう文化庁からの指導を受け、石垣調査を実施（R 3 . 6 まで）（発掘調査、レーダーなどの天守台石垣の構造等調査や、ボーリング等の地盤調査など）
- 3 . 6 ~ 調査で取得した石垣等の基礎データの解析と不足するデータを取得するための追加調査を実施
- 4 . 3 . 2 5 解析結果を専門委員会で検討
 - 3 1 専門委員会の検討結果を含め、結果について調査者が市に報告

3 調査（解析）の概要及び結果（石垣の耐震診断方法と耐震性能の概要）

調査者

公益財団法人 文化財建造物保存技術協会（文化庁の承認団体）

調査（解析）の手法（診断方法）

ア 円弧すべり法

石垣を含む斜面全体のすべり安定性を評価する方法

イ はらみ出し法

石垣の変状が生じている部分の「はらみ出し指数」により、地震時の危険性を判断する方法

ウ 示力線法

石垣に作用する土圧、地震時の慣性力及び石垣の重さの合力の作用点を線で結び、倒壊に対する検討を行う方法

調査（解析）結果（石垣の耐震性能の概要）

ア 通常時は安定していますが、大地震動時では、「はらみ出し」「落石」の可能性があることが判明しました。

イ 大天守及び乾小天守東側で局部的な石垣のはらみ出しが確認されました。詳細については別紙のとおり

4 調査結果を踏まえた安全対策の考え方と当面の安全対策

安全対策の考え方

天守と一体的な安全対策を講じることとします。

当面の安全対策

ア 平成29年度から実施している天守の安全対策を継続します。

イ 松本城の維持管理の主管課である松本城管理課と協力し、来城者の安全確保のために次の対応を講じています。

(ア) 安全確保のため石垣際に設置されている柵は、石垣との間隔を広げ、新たな柵を設置すること。

(イ) 警備員に周知を行い、安全確保の誘導を継続すること。

(ウ) 調査結果について、市及び国宝松本城のホームページに掲載するほか、黒門や天守の入口等へ案内表示の掲出を行い、周知に努めること。

5 今後の対応

石垣の耐震補強対策について、令和4年度中の天守耐震対策基本計画策定に向けた取組みの中で、天守構造物との一体的な補強内容を専門委員会などで検討します。

文化庁が、令和4年度中に石垣の耐震診断指針を策定することを目指しているため、その取組状況を注視し、必要に応じて情報提供を受けるなどの指導を仰ぐこととします。

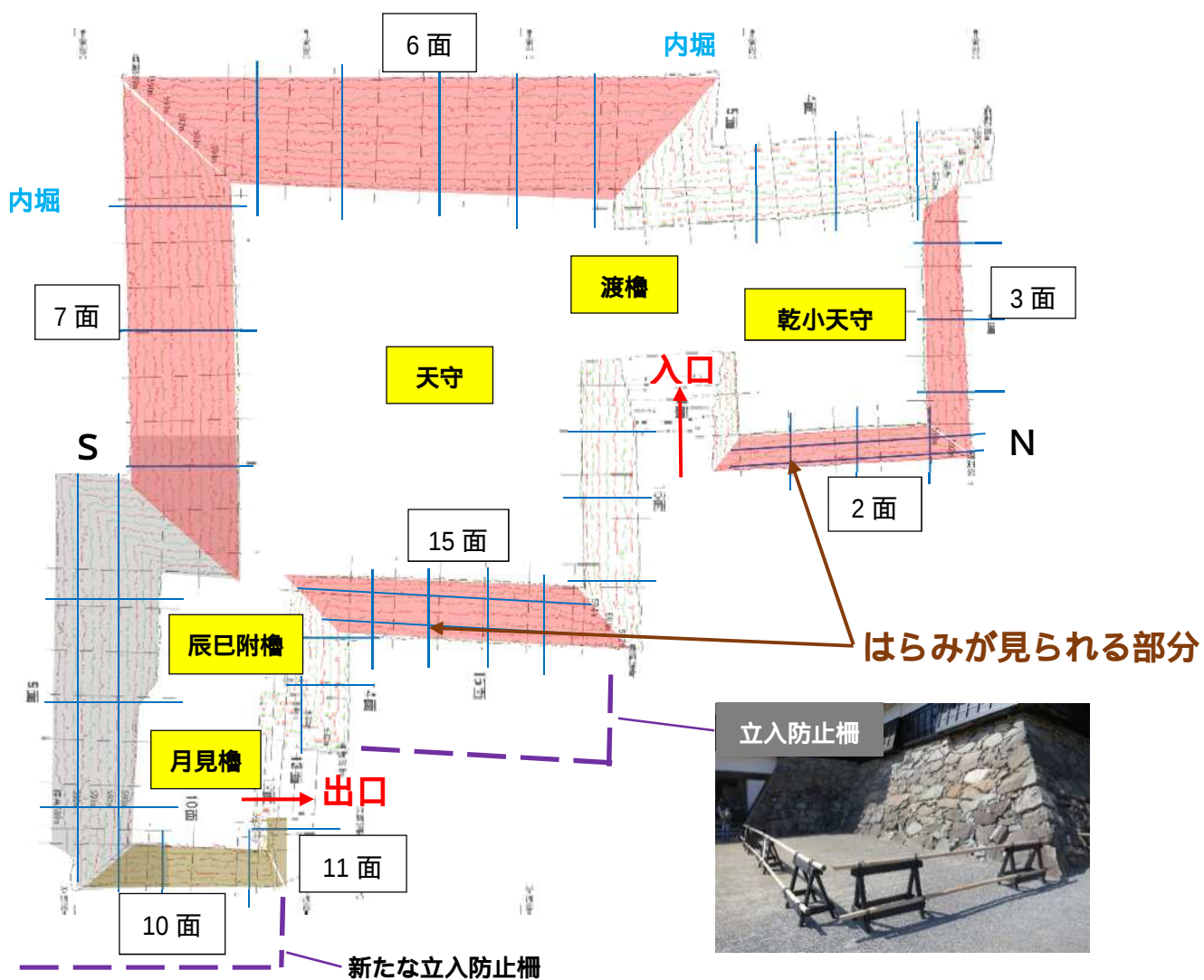


まつもと市民生きいき活動

- わたしは こころをみがき、からだを使おう
- あなたに あいさつをしよう
- このまちをきれいにしよう

担当	文化財課城郭整備担当
課長	竹内 靖長
電話	3 1 — 3 3 6 9

石垣耐震調査の結果 位置図



- はらみ出し、落石の可能性（2、3、6、7、15面）
- 背面土がないことによるはらみ出し、一部落石の可能性（10、11面）
- 基礎調査の測線

報告第 9 号

史跡松本城太鼓門耐震対策工事について

1 趣旨

史跡松本城太鼓門の耐震対策工事の概要について報告するものです。

2 経過

- H 3 0 . 黒門・太鼓門耐震診断実施
 （診断の結果、大地震動時の耐震性能不足が判明）
- R 2 . 黒門・太鼓門耐震対策基本計画策定
 （具体的な耐震補強案について検討）
- 3 . 太鼓門耐震対策工事実施設計

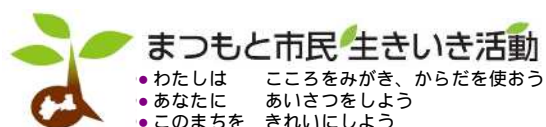
3 耐震対策工事の内容

- 一の門は、天井に補強材（ブレース）を設置し、耐震補強壁を設置します。
 二の門及び袖塀は、基礎部に転倒防止のための補強を行います。
 補強後に、漆喰の塗り直しを行います。

4 今後の対応

令和 4 年度に一の門及び二の門の対策工事（詳細は別紙）を実施し、令和 5 年度に袖塀の対策工事及び一の門の漆喰の塗り直しを行います。

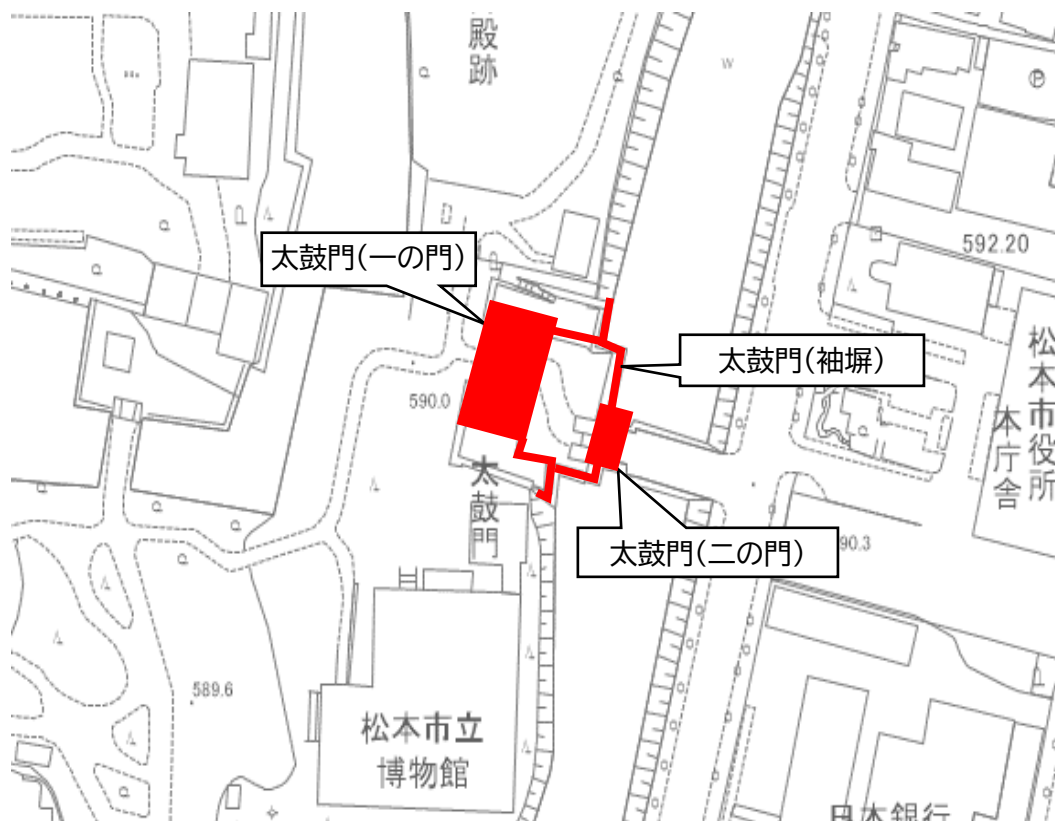
二の門の施工に伴い、一時的に通行止めになる期間が生じることから、詳細が決まり次第、市ホームページ等で周知します。



担当 文化財課城郭整備担当
 課長 竹内 靖長
 電話 3 1 — 3 3 6 9

太鼓門耐震対策工事位置図

平面図

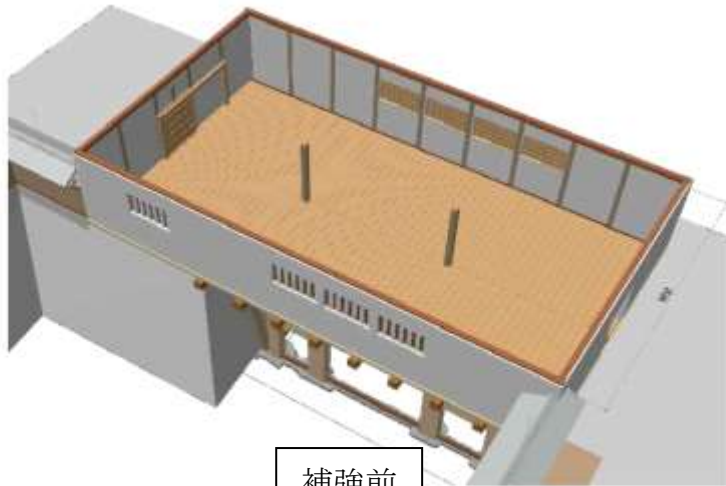


現況写真



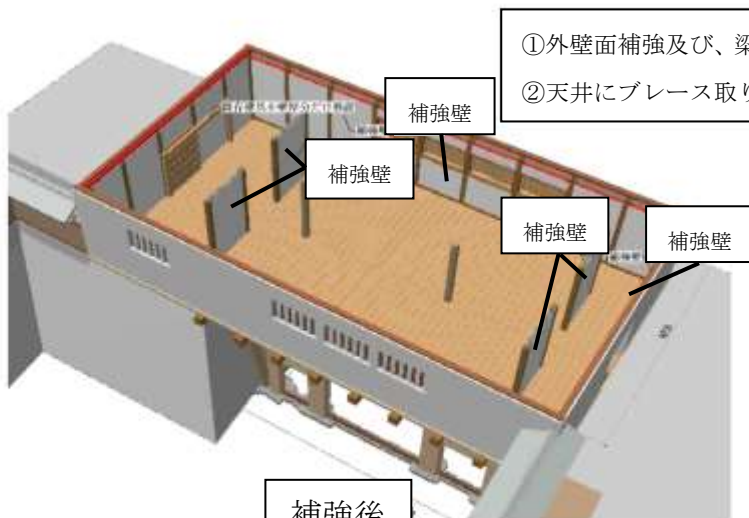
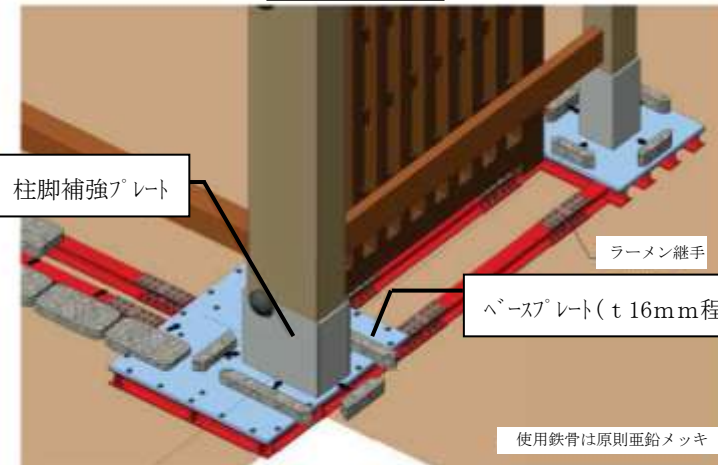
令和4年度に実施する太鼓門耐震対策工事内容（イメージ図）

一の門



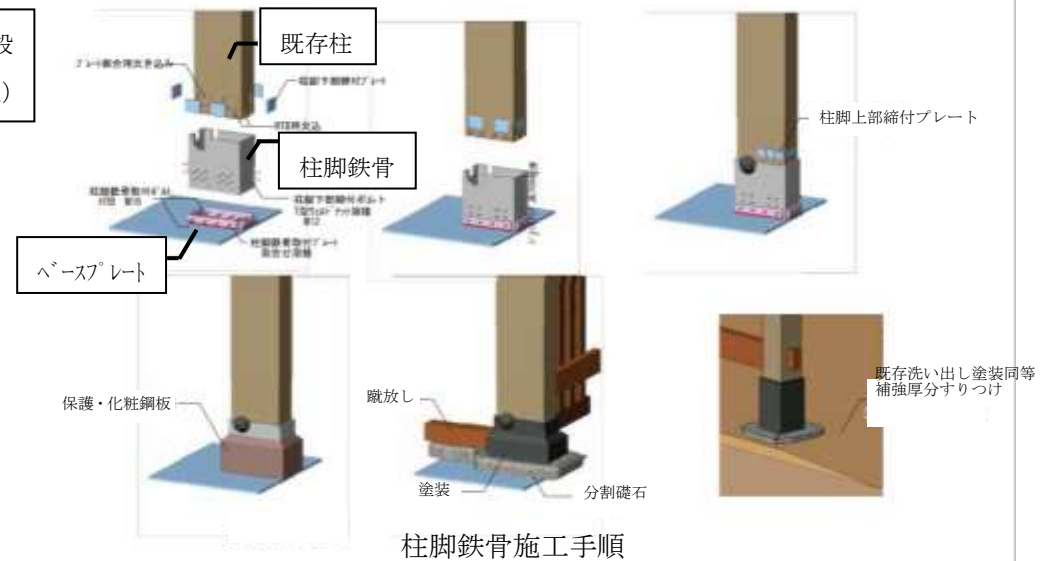
補強前

二の門



補強後

- ①外壁面補強及び、梁間（はりま）方向の壁増設
- ②天井にブレース取り付け（小屋水平構面補強）



柱脚鉄骨施工手順

報告第 10 号

史跡松本城整備基本計画策定委員会等への委嘱について

1 趣旨

史跡松本城整備基本計画策定委員会設置要綱第3条及び第7条の規定に基づき、委員等を委嘱することについて報告するものです。

2 委嘱予定者

委員

8名

指導助言者

2名

別紙1の名簿のとおり

3 委嘱期間

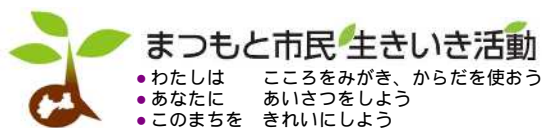
令和4年5月1日～令和5年3月31日まで（予定）

4 史跡松本城整備基本計画策定委員会設置要綱

別紙2のとおり

5 その他

第1回委員会を5月下旬に開催します。



担当	文化財課城郭整備担当
課長	竹内 靖長
電話	31—3369

史跡松本城整備基本計画策定委員会
委員及び指導助言者名簿（案）

【任期：令和４年５月１日～令和５年３月３１日】

1 委員

No	氏 名	役 職	専門分野
1	わたなべ さだお 渡邊 定夫	東京大学名誉教授 国宝松本城天守耐震対策専門委員会会長	都市工学
2	よしだ こ 吉田 ゆり子	東京外国語大学大学院総合国際学研究院 教授 長野県文化財保護審議会委員	近世日本史
3	ささき くにひろ 佐々木 邦博	信州大学農学部名誉教授 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地 保存管理協議会会長	史跡環境
4	はら あきよし 原 明芳	安曇野市豊科郷土博物館長 松本市文化財審議会委員会委員	考古学
5	にしがた たつあき 西形 達明	関西大学名誉教授 国宝松本城天守耐震対策専門委員	土木工学
6	ほやの しげお 梅干野 成央	信州大学工学部建築学科准教授 歴史的風致維持向上協議会会長	建築史
7	さわやなぎ ひでこ 澤 柳 秀子	松本大学教育学部教職支援センター専門 員	教育
8	よねもと きよし 米本 潔	文化遺産マネジメントラボアドバイザー 総括	文化財の保存、 活用

2 指導助言者

	氏 名	役 職
1	いちはら ふじお 市原 富士夫	文化庁文化財資源活用課 整備部門担当主任調査官
2	ばば しんいちろう 馬場 伸一郎	長野県教育委員会文化財・生涯学習課 指導主事

指導助言者については、所属する機関の都合により任期中に変更となる場合あり

史跡松本城整備基本計画策定委員会設置要綱

令和4年3月24日
松本市教育委員会告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、史跡松本城の現状と課題を把握し、将来に向けて良好な状態で後世に引き継いでいくための適切な整備を図る計画（以下「整備基本計画」という。）を策定するため、史跡松本城整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

整備基本計画の策定に関すること。

その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、松本城、史跡その他文化財に関し、優れた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から整備基本計画が策定される日までの間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(指導助言者)

第7条 委員会に、必要に応じ、指導助言者を置くことができる。

2 指導助言者は、第2条に掲げる事項に対して指導、助言を行う。

3 指導助言者は、関係機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

報告第 11 号

中央図書館駐車場における事故について

1 趣旨

中央図書館駐車場で発生した利用者の自動車物損事故について報告するものです。

2 事故の概要

発生日時

令和4年4月22日（金）午後5時30分頃（天候：晴れ）

発生場所（位置図：裏面のとおり）

松本市蟻ヶ崎2-4-40 中央図書館西側駐車場

事故の状況

自家用車で本の返却に来た利用者が中央図書館西側駐車場から出ようとした際、側溝の蓋が外れ、蓋の角が車体下部に当たり、車体が破損したものの

被害の状況

相手方 松本市在住 女性（40代）

人身 なし

物損 車体下部破損

3 今後の対応

相手方に対しては、誠意を持って対応します。

該当箇所の応急処置を講じるとともに、再発防止のため、施設の安全点検を実施し、不具合箇所の改善を図ります。

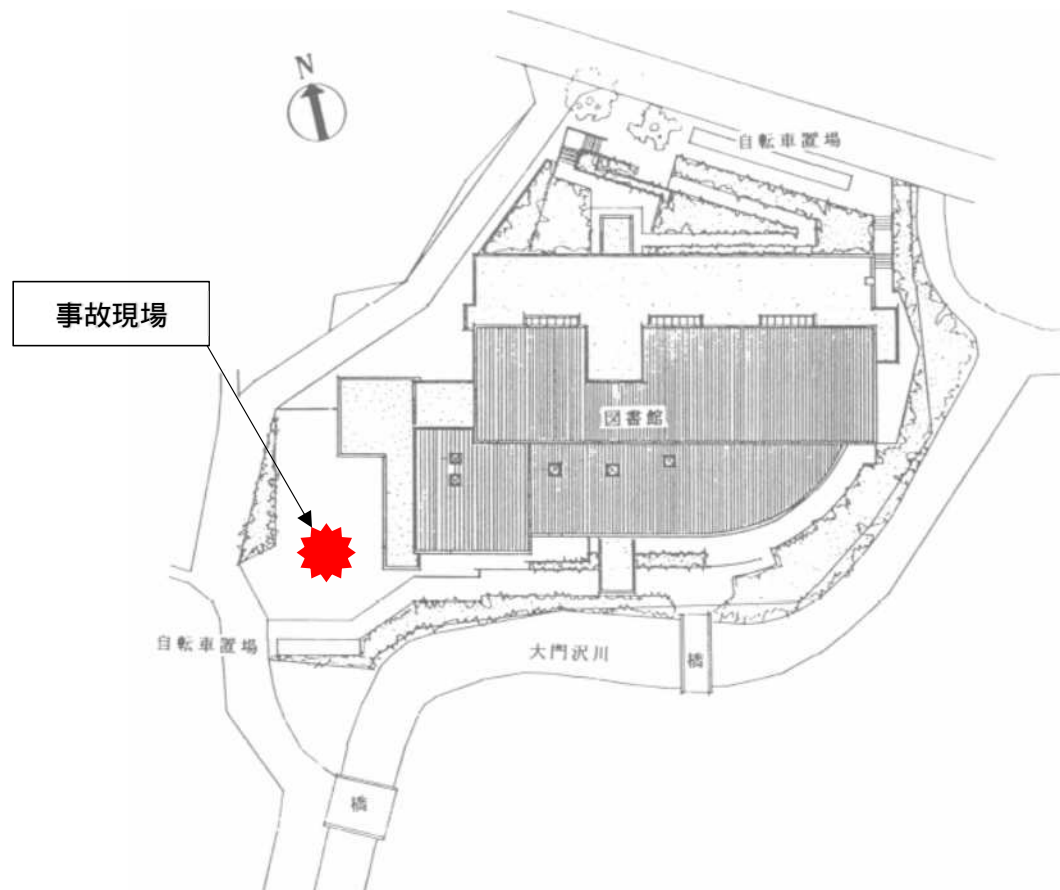
松本市市民総合災害補償により対応します。

担当 中央図書館

館長 小西 えみ

電話 32 - 0099

位置図



状況写真



周知事項 1

令和4年度博物館パスポートの配布について

1 趣旨

市内の博物館施設の紹介と利用向上を目的に、民間類似施設の協力を得て、原則入館無料となる博物館パスポートを配布することについて周知するものです。

2 博物館パスポートの対象施設（計20館）

松本市立博物館分館（計14館）、国宝松本城天守、松本市教育文化センター（プラネタリウム）、梓川アカデミア館、日本浮世絵博物館は無料。康花美術館、東洋計量史資料館は割引

3 博物館パスポートの種類

小・中学生親子パスポート（平成8年度から配布）

ア 児童・生徒1名と付添いの大人1名を対象

イ 市内小中学校全校計68校に4月25日から配布予定

ウ 有効期限 令和5年（2023年）5月31日まで

エ 配布予定枚数 約22,000枚

転入者世帯パスポート（平成11年度から配布）

ア 松本市転入世帯を対象

イ 市民課及び20支所・出張所にて転入手続きの際に通年配布

ウ 有効期限 転入時から1年間有効

4 パスポート見本

別紙資料のとおり

5 その他

これまで松本地域の大学（4校）及び市内専門学校（11校）の新入生に配布していたパスポートは取りやめ、窓口での学生証等の提示によりパスポートと同様の扱いとする旨を案内しています。（令和5年3月31日まで）

担当 博物館
館長 木下 守
電話 32 - 0133



学都松本へ
松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。
松本の今にふれ、未来を思う。
——まるごと松本を知る旅のスタート地点です。



「学都松本」

19 藤花美術館 活き作家が描く
自然と時の世界
休館日：4月-11月 月・火曜日 12月-3月 全日
12月 月曜日-金曜日
観覧料：大人400円 (小学生250円) 小・中学生無料
☎31-0320 バス「安原町」下車

20 東洋計量史料館 じやうりけいしり
日本最大の計量資料館。みどころが
たくさん
休館日：月曜日、12月2-2月
観覧料：大人400円、小・中学生100円
☎080-9741-3795
バス「オアシスエコー」下車（バス停は安原町）下車

各施設の受付でこの券を提示してください。

